

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ①産前産後休暇、②不妊治療休暇

単組名	①産前産後休暇について							②不妊治療休暇について						
	単胎(週)		多胎(週)		正規・非正規ともに(条件が)			①ある ②ない	日数	有給 無給	正規・非正規ともに(条件が)			
	産前	産後	産前	産後	同じ	違う	具体的に				同じ	違う	具体的に	
<参考>国家公務員	6	8	14	8	○			①	5日(頻繁な通院を要する場合は更に5日)	有休	○			
全道庁労連	8	8	14	8	○		会計年度任用職員は産前6週(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週で有給	①	年5日(体外受精および顕微授精を受ける場合は10日)	有給	○			
札幌市職連	8	8	14	8	○		会計年度任用職員は無給休暇	②						
札幌市労	8	8	14	8										
札幌病職労	8	8	14	8	○		無給	②						
市町村共済労組	8	8	14	8	○		労基法による 単胎産前6週、産後8週	②			○			
都市共済労組	8	8	14	8				②						
国保連労組	8	8	14	8	○		産前休暇が6週間	②						
北学労	8	8	14	8				②						
企業局労組	8	8	14	8										
札幌市交通労組	8	8	14	8				①		有給	○			
医療生協労組	8	8												
江別市職労	8	8	14	8	○			①	5	有給	○			
千歳市職労	8	8	14	8	○		産前6週、多胎妊娠は14週	②			○			
恵庭市職労	8	8	14	8					病気休暇として 取得可能					
石狩市職労	8	8	14	8	○		会計年度任用職員は無給	②						
北広島市職労	8	8	14	8	○		会計年度任用職員は無給	②						
当別町職	8	8	14	8	○		産前6週・産後8週	②						
新篠津村職	8	8	14	8	○		産前6週	②						
倶知安町職	8	8	14	8	○		非正規は単胎・産前8週	①	5	有給	○			
蘭越町職	8	8	14	8	○		非正規は無給	②			○			
二セコ町職	8	8	14	8	○		産前6週、産後8週	②						
喜茂別町職	8	8	10	8	○			②			○			

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ①産前産後休暇、②不妊治療休暇

単組名	①産前産後休暇について							②不妊治療休暇について					
	単胎(週)		多胎(週)		正規・非正規ともに(条件が)			①ある ②ない	日数	有給 無給	正規・非正規ともに(条件が)		
	産前	産後	産前	産後	同じ	違う	具体的に				同じ	違う	具体的に
真狩村職	8	8	14	8		○	非正規職員は産前6週、産後8週	①※R4.4.1～ 新設予定	5	有給			
京極町職	8	8	14	14	○			②			○		
留寿都村職	8	8	14	8		○	非正規職員は産前6週、産後8週 無給	①	5日、体外受精その他村長の認 めるところは10日	有給	○		
小樽市職労	8	8	14	8									
小樽市立病院労組	8	8	14										
余市町職	8	8	14	8									
仁木町職	8	8	14	14									
古平町職	8	8	14	8									
赤井川村職	6	8	14	8				②					
積丹町職	8	8	14	10		○	非正規職員は産前6週、産後8週	②					
島牧村職	6	8	14	8									
寿都町職	8	10	14	10	○			②					
黒松内町職	6	8	14	8				②					
岩内町職	8	8	14	8	○			②					
神恵内村職	8	8	10	10									
共和町職	8	8	14	14				②					
泊村職	6	8	16	8									
共和町社協ユニオン	8	8	10	10									
旭川市職労	8	8	14	8		○	産前6週・産後8週 無給	②					
富良野市労連	8	8	14	10		○	非正規無給	②			○		
鷹栖町職	8	8	14	8	○			①	5日(体外受精や顕微授精等の 頻繁な治療を必要とする場合は 10日)	有給	○		
当麻町職	8	8	14	8		○	非正規は産前6週 産後8週	②					
比布町職	8	8	14	8		○	6週8週の無給、R4/4/1より正職員 と同じになる	②			○		正職はR4/1/1から臨職は4/1から実施予 定

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ①産前産後休暇、②不妊治療休暇

単組名	①産前産後休暇について							②不妊治療休暇について					
	単胎(週)		多胎(週)		正規・非正規ともに(条件が)			①ある ②ない	日数	有給 無給	正規・非正規ともに(条件が)		
	産前	産後	産前	産後	同じ	違う	具体的に				同じ	違う	具体的に
愛別町職	8	8	14	8	○		会計年度任用職員は無給	②					
上川町職労	8	8	14	8	○		非正規は無給	①	5日	有給	○		
東神楽町職	8	8	14	8				②					
東川町職	8	8	14	8	○			②			○		
美瑛町職	8	8	14	8	○		非正規は無給	②					
上富良野町職	8	8	14	8	○		非正規は無給	②					
南富良野町職	8	8	14	8	○			②			○		
占冠村職	10	10	14	12	○		産前6週、産後8週	②					
士別市労連	8	8	14	8	○		非正規は無給	②					
名寄市労連	8	8	14	10	○		非正規は無給	②					
和寒町職労	8	8	14	10	○		産前6週・産後8週	②					
剣淵町職労	8	8	14	8	○		産前6週間、無給	②	-	-	-	-	-
下川町職労	8	8	14	8	○		非正規は無給	②					
美深町職労	8	8	14	10	○		非正規は無給	②					
音威子府村職	8	8	14	10	○			②			○		
中川町職労	8	8	14	8	○		産前6週・産後8週	②				○	
東神楽社協職組	6	8	14	8									
留萌市労連	8	9	14	10				②					
増毛町職	8	8	10	8				②					
小平町職	6	8	14	8				②					
苫前町職	6	8	14	8	○		非正規は無給	②					
羽幌町職	8	8	14	8	○			①	5	有給	○		
初山別村職	8	8	14	10				②					
遠別町職	6	8	14	8	○		非正規は無給休暇	②			○		

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ①産前産後休暇、②不妊治療休暇

単組名	①産前産後休暇について							②不妊治療休暇について					
	単胎(週)		多胎(週)		正規・非正規ともに(条件が)			①ある ②ない	日数	有給 無給	正規・非正規ともに(条件が)		
	産前	産後	産前	産後	同じ	違う	具体的に				同じ	違う	具体的に
天塩町職	6	8	14	8		○	非正規は無給	②					
稚内市労連	8	8	14	8		○	非正規については、フルタイム会計年度任用職員として当初任用から12月を経過した職員を除き無給	②					
猿払村職	6	8	14	8		○	正規職員のみ対象	②					
浜頓別町職	8	8	14	8	○			②			○		
中頓別町職	8	8	14	8		○	会計年度任用職員は産前6週(申し出た場合)	②					
枝幸町職	8	8	14	8	○			①	5日	有給	○		
豊富町職	6	8	14	8	○			②					
函館市職労	8	8	14	8	○			②			○		
函館病院労組	8	8	14	8				②					
函館市交通	8	8	14	8	○			②					
函館公サ労	8	8	14	8									
松前町職	8	8	14	8				②					
松前なでん荘職	6	8	14	2	○		産後8週は2週間以内の期間で延長できる	②					
福島町職労	8	8	14	8	○		非正規は無給扱い	②					
知内町職	10	8	14	8	○		産前8週、産後8週、無給の特別休暇	②					
木古内町職労	6	8	14	8	○		非正規は無給	②			○		
北斗市職労	8	8	14	8	○		非正規は無給	②					
七飯町労連	8	8	14	8	○		非正規は無給	②			○		
鹿部町職	8	8	14	8									
森町職	8	8	14	8	○		非正規は無給	②					
八雲町職労	8	8	14	8	○		非正規は無給	②					
長万部町職労	8	8	14	8	○		非正規は無給	②			○		
今金町職	8	8	14	8	○			②			○		

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ①産前産後休暇、②不妊治療休暇

単組名	①産前産後休暇について							②不妊治療休暇について					
	単胎(週)		多胎(週)		正規・非正規ともに(条件が)						正規・非正規ともに(条件が)		
	産前	産後	産前	産後	同じ	違う	具体的に	①ある ②ない	日数	有給 無給	同じ	違う	具体的に
せたな町職	8	8	14	8		○	正規は有給、非正規は無給	②					
江差町職労	8	8	14	8									
上ノ国町職	8	8	14	8		○		①	5	有給	○		
厚沢部町職	6	8	14	8		○	会計年度任用職員は無給	②			○		
乙部町職	6	8	14	8				②					
奥尻町職	6	8	14	8									
深川市職労	8	8	14	8		○	非正規職員は無給	②			○		
滝川市職労	7	8	14	8		○	非正規は産前6週で無給休暇	②			○		
赤平市職労	8	8	14	8									
芦別市職労	8	8	14	8				②					
歌志内市職労	8	8	14	8				②					
砂川市労連	8	8	14	8		○	産前8週、産後8週、無給	②			○		
美唄市職労													
三笠市職労	7	8	14	8				②					
岩見沢市職	7	8	14	8									
岩見沢病職	7	8	14	8				②					
夕張市職労	6	8	14	8									
沼田町職	6	8	10	8		○		②			○		
妹背牛町職	8	8	16	8		○	産前6週・産後8週、多胎は産前14週・産後8週(有給)	①	5	有給	○		
北竜町職労	8	8	14	8				②					
雨竜町職労	8	8	14	8		○		②			○		
上砂川町職労	6	8	14	8									
奈井江町職労	6	8	14	8				②					
月形町職労	6	8	14	8		○		②			○		

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ①産前産後休暇、②不妊治療休暇

単組名	①産前産後休暇について							②不妊治療休暇について					
	単胎(週)		多胎(週)		正規・非正規ともに(条件が)						正規・非正規ともに(条件が)		
	産前	産後	産前	産後	同じ	違う	具体的に	①ある ②ない	日数	有給 無給	同じ	違う	具体的に
栗山町職労	7	8	14	8		○	産前6週	②					
南幌町職労	6	8	14	8	○			①			○		
苫小牧市職労	8	8	14	8		○	会計年度任用職員は産前6週、産後8週で無給休暇	②					
登別市職労	8	8	14	8		○	非正規は産前6週産後8週で無給	①	5日(最大10日)	有給	○		
室蘭市職労	8	8	14	8	○			①	5	有給	○		
伊達市労連	8	8	14	8		○	産前6週産後8週、無給	②			○		
洞爺湖町労連	8	8	14	8		○	非正規職員は無給	②					
白老町職労	8	8	14	8									
安平町職	6	8	14	8	○			①	5日(体外受精等10日)	有給	○		
厚真町職	8	8	14	8									
むかわ町職	8	8	14	14		○	非正規職員は産前6週。無給	②					
日高町職	8	8	14	8		○	会計年度任用職員は産前6週、有給	①			○		
平取町職労	8	8	14	8	○			②			○		
新ひだか町職	8	8	14	8	○			②					
浦河町職労	6	8	14	8		○		②			○		
様似町職	8	8	14	8		○	産前6週、無給扱い	②					
えりも町職	6	8	14	8		○	無給	②			○		
網走市労連	8	8	14	14		○	産前6週 産後8週 無給	②			○		
斜里町労連	産前産後通して16週		産前産後通して22週			○	産前6週 産後8週 無給	②					
清里町職	8	8	14	8		○	非正規は無給(R4.1より条件撤廃予定)	②R4.1より制度化予定	R4.1より5日(体外授精等の治療は10日)	有給予定	○		
小清水町職	8	8	14	8		○	フルタイム会計年度任用職員は同じ、それ以外の職員は無給休暇	②			○		
大空町職	8	8	14	8									
美幌町職	8	8	14	8	○			①(予定)	5日(体外受精及び顕微授精を受ける場合は10日)	有給	○		

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ①産前産後休暇、②不妊治療休暇

単組名	①産前産後休暇について							②不妊治療休暇について					
	単胎(週)		多胎(週)		正規・非正規ともに(条件が)						正規・非正規ともに(条件が)		
	産前	産後	産前	産後	同じ	違う	具体的に	①ある ②ない	日数	有給 無給	同じ	違う	具体的に
津別町職	8	8	14	8	○		産前6週 産後8週	①	5		○		
北見市労連	8	8	14	8									
訓子府町職	8	8	14	8				②					
置戸町職	8	8	14	8									
佐呂間町職	6	8	14	8									
遠軽町労連	6	8	14	8	○		無給	②					
紋別市労連	8	8	14	8									
滝上町職	8	8	14	8				②			○		
興部町職	7	8	14	8	○		非正規は産前6週産後8週で無給	②			○		
西興部村職													
雄武町職	6	8	14	8									
広域紋別病院労組	8	8	14	8									
帯広市労連	16週		22週		○			①(予定)	5日(頻繁な通院を要する場合は5日加算)	有給			会計年度任用職員の取扱いは交渉中
新得町職	8	8	14	14	○			②					
鹿追町職	8	8	14	8	○		産前6週(多胎14週)、産後8週	①	5日の範囲内(対外受精)	有給	○		
清水町職	8	8	14	8	○		非正規:無給 正規:有給	②					
芽室町職	8	8	14	8	○		非正規:有給、産前6週、産後8週	①	年5日まで	有給	○		
池田町職	8	8	14	8	○		無給	①	5	有給	○		
豊頃町職	8	8	14	8	○		2号職員のみ同じ	②					
浦幌町職	8	8	14	8	○			①	5日	有給	○		
幕別町職	8	8	14	8	○		適用除外	②					
上士幌町職	8	8	14	8									
士幌町職	8	8	14	8	○		会計年度任用職員は無給	②					
音更町職	8	8	14	8				②					

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ①産前産後休暇、②不妊治療休暇

単組名	①産前産後休暇について							②不妊治療休暇について					
	単胎(週)		多胎(週)		正規・非正規ともに(条件が)			①ある ②ない	日数	有給 無給	正規・非正規ともに(条件が)		
	産前	産後	産前	産後	同じ	違う	具体的に				同じ	違う	具体的に
中札内村職	8	8	14	8	○			②			○		
更別村職	8	8	14	8	○			②					
広尾町職	8	8	14	8				②					
大樹町職	8	8	14	8				②					
陸別町職	8	8	10	10	○	6週間以内に出産予定である者が申し出た期間		②			○		
足寄町職労	7	9	14	14	○	非正規は無給(産前:単胎6週、多胎14週、産後:8週)		②			○		
本別町職	8	8	14	8	○	無給		②			○		
釧路市ユニオン	8	8	産前14・産後8(夜間勤務又は変則勤務10週)		○	産前6週 産後8週、無給(2022.1.1からは有給)	①(2022.1.1スタート)	5	有給		○		
釧路町職	8	8	14	8	○	産前8週 産後8週、無給		②			○		
厚岸町職	8	8	14	8	○	条件は同じだが無給		②					
浜中町職	8	8	14	8	○	無給		②			○		
標茶町職	8	8	14	14	○	非正規職員は無給		②					
鶴居村職	8	8	14	14	○			②					
白糠町職	6	8	14	8				②					
根室市職	8	8	14	8	○	産前6週 産後8週		②					
別海町職	8	8	14	8	○	2022.1.1から非正規職員も同条件		①	5日(事例によっては10日)	有給	○		2022.1.1から正規・非正規ともに新設
中標津町労連	8	8	14	8	○	非正規職員 産前6週		②			○		
標津町職	8	8	14	8	○	日数が違う、非正規は無給		②					
羅臼町職労	8	8	14	8	○	非正規は産前6週産後8週、無給		②					
○					35	86					27	1	

6週	29	0	0	0			①	26
7週	7	0	0	0			②	122
8週	140	174	0	152				
9週	0	2	0	0				
10週	2	2	6	12				
12週	0	0	0	1				
14週	0	0	168	9				

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ③妊娠障害休暇、④妊娠・出産後通院休暇

単組名	③妊娠障害(つわり)休暇						④妊娠・出産後通院休暇							
	①ある ②ない ③その他	日数	診断書	正規・非正規ともに(条件が)			妊娠満〇週まで 〇週間に〇回	妊娠満〇週から妊 娠満〇週まで〇週 間に〇回	妊娠満〇週から 出生まで〇週間 に〇回	出産後1年 まで〇回	その他	正規・非正規ともに(条件が)		
				同じ	違う	具体的に						同じ	違う	具体的に
<参考>国家公務員	②			○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	無給
全道庁労連	①	14日	不要		○	会計年度任用職員 は無給休暇が14日 以内付与される	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
札幌市職連	①	7	不要		○	会計年度任用職員 は無給休暇	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	会計年度任用職員は 無給休暇
札幌市労	①	7					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
札幌病職労	①	7			○	無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	無給
市町村共済労組	①	14	不要		○	なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	なし
都市共済労組	①	20					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
国保連労組	①	14			○	なし	7月4週1回	7月~9月2週1回	9月から週1回	1			○	なし
北学労	①	7	不要				23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
企業局労組	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
札幌市交通労組	①	7					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	
医療生協労組	②						23週4週1回	24~35週2週1回						
江別市職労	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
千歳市職労	①	必要最小限度の 期間			○	休暇なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
恵庭市職労	③病気休暇						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
石狩市職労	①	当該職員が適宜 収束し、又は捕食 するために必要 な時間	不要		○		23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	この場合において、1 回とは必要と認めら れる日数及び時間数 をいい、それぞれの 期間における回数 について医師等の 特別の指示があった ときは、その指示 するところによる。
北広島市職労	①	14	不要		○		23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	0				
当別町職	①	14日以内	不要		○	なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
新篠津村職	②						全て病休	-	-	-				

単組名	③妊娠障害(つわり)休暇						④妊娠・出産後通院休暇							
	①ある ②ない ③その他	日数	診断書	正規・非正規ともに(条件が)			妊娠満〇週まで 〇週間に〇回	妊娠満〇週から妊 娠満〇週まで〇週 間に〇回	妊娠満〇週から 出生まで〇週間 に〇回	出産後1年 まで〇回	その他	正規・非正規ともに(条件が)		
				同じ	違う	具体的に						同じ	違う	具体的に
倶知安町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	非正規のみ
蘭越町職	①	2週間	要		○	正規のみ	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	必要と認められる期間
ニセコ町職	②										必要と認められる期間			
喜茂別町職	①	14日	要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
真狩村職	①	14日	不要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
京極町職	①	2週間	要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
留寿都村職	①	14日以内			○	当該職員が適宜休息し、又は捕食するために必要な時間	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
小樽市職労	①	7												
小樽市立病院労組	①	7									母子保健法10・13条 必要と認める期間			
余市町職	①	7					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
仁木町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
古平町職	①	14					23週4週1回	35週まで2週1回	36週1週1回	1				
赤井川村職	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
積丹町職	①	14			○	非正規はなし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
島牧村職	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
寿都町職	②													
黒松内町職	②													
岩内町職	①	14	不要		○	非正規職員に休暇制度なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
神恵内村職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
共和町職	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
泊村職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
共和町社協ユニオン							23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ③妊娠障害休暇、④妊娠・出産後通院休暇

単組名	③妊娠障害(つわり)休暇						④妊娠・出産後通院休暇							
	①ある ②ない ③その他	日数	診断書	正規・非正規ともに(条件が)			妊娠満〇週まで 〇週間に〇回	妊娠満〇週から妊 娠満〇週まで〇週 間に〇回	妊娠満〇週から 出生まで〇週間 に〇回	出産後1年 まで〇回	その他	正規・非正規ともに(条件が)		
				同じ	違う	具体的に						同じ	違う	具体的に
旭川市職労	①	20日以内	不要		○	無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
富良野市労連	①	14日以内	不要		○	非正規は制度なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回		母子保健法に規定する 保健指導又は健康診 査を受ける場合、必要 と認められる期間		○	母子保健法に規定する 保健指導又は健康診 査を受ける場合、必要 と認められる期間(出 産後は会計年度任用 職員のみ制度あり)
鷹栖町職	①	2週間	要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
当麻町職	①	14日	不要		○	正規職員にしか適 用がない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1	出産後4週間前後に1 回			
比布町職	①	14日	不要		○	無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	無給
愛別町職	①	14日			○	規定されていない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
上川町職労	①	14日以内	不要		○	非正規は休暇なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	非正規は休暇なし
東神楽町職	①	2週間を超えない 範囲	不要		○	規定されていない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
東川町職	①	14日	不要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回					
美瑛町職	①	14日			○	非正規は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
上富良野町職	①	14日	不要		○	正規のみ適用	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
南富良野町職	①	14日			○	会計年度なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1	母子保健法に規定する 保健指導又は健康診 査を受ける場合、必要 と認められる期間			
占冠村職	①	14日	不要		○	なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
士別市労連	①	14日	不要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
名寄市労連	①	14日時間単位で 取得可	不要(10 日以上連 続は必要)		○	非正規は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
和寒町職労	①	14日	要		○	無給、必要と認めら れる期間	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
剣淵町職労	①	14	不要 (母健 カード)		○	無給、必要と認めら れる期間	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
下川町職労	①	14			○	非正規は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
美深町職労	①	14			○	非正規は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				

単組名	③妊娠障害(つわり)休暇						④妊娠・出産後通院休暇							
	①ある ②ない ③その他	日数	診断書	正規・非正規ともに(条件が)			妊娠満〇週まで 〇週間に〇回	妊娠満〇週から妊 娠満〇週まで〇週 間に〇回	妊娠満〇週から 出生まで〇週間 に〇回	出産後1年 まで〇回	その他	正規・非正規ともに(条件が)		
				同じ	違う	具体的に						同じ	違う	具体的に
音威子府村職	①	14		○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
中川町職労	①	14			○	非正規は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
東神楽社協職組	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
留萌市労連	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
増毛町職	①	14日以内	不要		○	会計年度任用職員 は産前は6週・産後 は8週	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
小平町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
苫前町職	②						-	-	-	-	制度なし			
羽幌町職	②			○			-	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	
初山別村職	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
遠別町職	②			○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	非正規は無給休暇
天塩町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	母子保健法に規定する 保健指導または健康 診査を受ける場合、町 長の定める時間
稚内市労連	②						満23週まで4 週間に1回	満24週から満35 週まで2週間に1回	満36週かつ出 産まで1週間に 1回	1			○	非正規(会計年度任用 職員)は無給
猿払村職	②						7月4週1回	8~9月2週1回	10月1週1回					
浜頓別町職	①	14日	要		○	正規職員にしか適 用がない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
中頓別町職	①	14日			○	会計年度任用職員 については規定が ない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
枝幸町職	①	2週間以内	不要		○	非正規については 規定がない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1	※出産後1年は、医師 又は助産師が保健指 導又は健康診査を受 けることを指示した場 合のみ。		○	非正規は無給
豊富町職	①	2週間以内	要				23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
函館市職労	①	妊娠4か月まで の間で14日以内		○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
函館病院労組	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				

単組名	③妊娠障害(つわり)休暇						④妊娠・出産後通院休暇							
	①ある ②ない ③その他	日数	診断書	正規・非正規ともに(条件が)			妊娠満〇週まで 〇週間に〇回	妊娠満〇週から妊 娠満〇週まで〇週 間に〇回	妊娠満〇週から 出生まで〇週間 に〇回	出産後1年 まで〇回	その他	正規・非正規ともに(条件が)		
				同じ	違う	具体的に						同じ	違う	具体的に
函館市交通	①	14			○		23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
函館公サ労	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
松前町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
松前なでん荘職	②						-	-	-	-	制度なし			
福島町職労	②			○			-	-	-	-	制度なし			
知内町職	②						-	-	-	-	制度なし			
木古内町職労	②			○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○	非正規は無給	
北斗市職労	①	14日	不要		○	正規職員有給、非正規職員無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
七飯町労連	①	14日以内	不要		○	非正規は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
鹿部町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
森町職	①	14日以内	要		○	非正規は制度なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
八雲町職労	①	7日	不要		○	非正規は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
長万部町職労	②			○			-	-	-	-	制度なし			
今金町職	①	7日以内		○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
せたな町職	①	14日	不要		○	なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
江差町職労	②						23週4週1回	24週~35週2週1回						
上ノ国町職	①	14	不要		1	正規は有給・非正規は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
厚沢部町職	②病欠休暇扱い				○	会計年度任用職員は無給	-	-	-	-	制度なし			
乙部町職	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
奥尻町職	①	14					27週4週1回	28~35週2週1回	36週1週1回					
深川市職労	①	14日	要		○	非正規職員は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
滝川市職労	②			○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
赤平市職労	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				

単組名	③妊娠障害(つわり)休暇						④妊娠・出産後通院休暇							
	①ある ②ない ③その他	日数	診断書	正規・非正規ともに(条件が)			妊娠満〇週まで 〇週間に〇回	妊娠満〇週から妊 娠満〇週まで〇週 間に〇回	妊娠満〇週から 出生まで〇週間 に〇回	出産後1年 まで〇回	その他	正規・非正規ともに(条件が)		
				同じ	違う	具体的に						同じ	違う	具体的に
芦別市職労	②						-	-	-	-	制度なし			
歌志内市職労	②						-	-	-	-	制度なし			
砂川市労連	①	14日	不要		○	非正規職員については適用されていない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
美唄市職労														
三笠市職労	①	10					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
岩見沢市職	②													
岩見沢病職	②						-	-	-	-	制度なし			
夕張市職労							-	-	-	-	制度なし			
沼田町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
妹背牛町職	①	14	不要		○	休暇の規則はないが、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められた場合にのみ、休息又は捕食するために必要な時間取得することができる(有給)	23週まで4週間に1回	24~35週まで2週間に1回	36週~出産まで1週間に1回	1		○		
北竜町職労	②						23週4週1日	24~35週2週1日	36週1週1日	1				
雨竜町職労	③	休暇の規則がない			○	日数は規定なし、休息又は捕食するために必要な時間	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
上砂川町職労	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
奈井江町職労	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
月形町職労	②			○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
栗山町職労	①	医師から指示された日数	要				23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
南幌町職労	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
苦小牧市職労	①	14	不要		○	会計年度任用職員は休暇制度なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
登別市職労	③病気休暇				○		23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1	職専免扱い	○		

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ③妊娠障害休暇、④妊娠・出産後通院休暇

単組名	③妊娠障害(つわり)休暇						④妊娠・出産後通院休暇							
	①ある ②ない ③その他	日数	診断書	正規・非正規ともに(条件が)			妊娠満〇週まで 〇週間に〇回	妊娠満〇週から妊 娠満〇週まで〇週 間に〇回	妊娠満〇週から 出生まで〇週間 に〇回	出産後1年 まで〇回	その他	正規・非正規ともに(条件が)		
				同じ	違う	具体的に						同じ	違う	具体的に
室蘭市職労	①	10日	不要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
伊達市労連	①	14日	要		○	無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	無給
洞爺湖町労連	①	7			○	正規職員にしか適用がない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	正規職員にしか適用がない
白老町職労	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
安平町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
厚真町職	②						-	-	-	-	制度なし			
むかわ町職	①	14			○	非正規職員はなし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	非正規職員はなし
日高町職	①	2週間以内	不要		○	業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき、適宜休息し、または捕食するために必要な時間	27週4週1回	28~35週2週1回	36週1週1回	1			○	
平取町職労	①	2週間以内	不要		○	正規職員のみ適用	23週4週1日	24~35週2週1日	36週1週1回日	1				
新ひだか町職	①	14日	要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
浦河町職労	②			○			-	-	-	-	制度なし			
様似町職	①	14日			○	必要な時間	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
えりも町職	①	14日以内	不要		○	無し、業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき→休息、捕食するため必要な時間は有給であり	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	
網走市労連	①	20	不要		○	非正規にはこの休暇制度がない。					その都度認める時間	○		妊娠中又は出産後1年以内
斜里町労連	①	14日	不要		○	無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
清里町職	①	14	不要		○	非正規は無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	
小清水町職	①	14	不要		○	会計年度任用職員は取得出来ない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	会計年度任用職員は無給休暇
大空町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
美幌町職	①	14	不要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1			○	

単組名	③妊娠障害(つわり)休暇						④妊娠・出産後通院休暇							
	①ある ②ない ③その他	日数	診断書	正規・非正規ともに(条件が)			妊娠満〇週まで 〇週間に〇回	妊娠満〇週から妊 娠満〇週まで〇週 間に〇回	妊娠満〇週から 出生まで〇週間 に〇回	出産後1年 まで〇回	その他	正規・非正規ともに(条件が)		
				同じ	違う	具体的に						同じ	違う	具体的に
津別町職	①	14日	不要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
北見市労連	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
訓子府町職	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	0	いずれの期間も医師の指示があった場合は、その回数			
置戸町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	0				
佐呂間町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
遠軽町労連	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
紋別市労連	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
滝上町職	②			○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	出産後4週間以内1回				
興部町職	②			○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
西興部村職														
雄武町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
広域紋別病院労組	①	14												
帯広市労連	①	14日以内	不要		○	会計年度任用職員は5日以内	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
新得町職	①	2週間以内		○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
鹿追町職	①	14	不要		○	会計年度任用職員は無し	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○	会計年度任用職員は無給	
清水町職	①	14	不要		○	非正規:無給 正規:有給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○	非正規:無給 正規:有給	
芽室町職	①	14日以内	要		○	休暇自体がない	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
池田町職	①	14	不要		○	制度なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
豊頃町職	①	14	不要	○		2号職員のみ同じ	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○	2号職員のみ同じ	
浦幌町職	①	14		○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
幕別町職	①	14日	不要		○	無給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○	無給	
上士幌町職	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
士幌町職	①	14日以内	不要		○	正規のみ	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				

単組名	③妊娠障害(つわり)休暇						④妊娠・出産後通院休暇							
	①ある ②ない ③その他	日数	診断書	正規・非正規ともに(条件が)			妊娠満〇週まで 〇週間に〇回	妊娠満〇週から妊 娠満〇週まで〇週 間に〇回	妊娠満〇週から 出生まで〇週間 に〇回	出産後1年 まで〇回	その他	正規・非正規ともに(条件が)		
				同じ	違う	具体的に						同じ	違う	具体的に
音更町職	①	14					23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
中札内村職	②			○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
更別村職	①	14	不要		○	制度なし	23週4週1日	24~35週2週1日	36週1週1日	1		○	制度なし	
広尾町職	②						23週4週1日	24~35週2週1日	36週1週1日	1				
大樹町職	②						23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				
陸別町職	②				○	業務が母体又は胎 児の健康保持に影 響があると認めると き、必要な時間	6月4週1回	7~8月2週1回	9月1週1回					
足寄町職労	①	2週間以内			○	非正規は無給(母体 又は胎児の健康保 持に影響があると 認める場合、必要 な時間)	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1	医師等の特別の指示 があった場合にはい ずれの期間についても その指示された回数 を限度とし、その都 度必要と認める時間	○		
本別町職	②			○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○	無給	
釧路市ユニオン	①	20日	不要		○	制度なし	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	医師の指示 する必要な 回数	いずれの期間も医師 の指示があった場合 は、その回数	○	《妊産疾病、妊産婦健 康診査・保健指導等》 [有給] ・必要と認める期間(妊 娠中及び出産後1年以 内において、母子保健 法に規定する保健指導 若しくは健康診査を受 ける場合又は当該保健 指導若しくは健康診査 による指導事項を守る ために必要な措置をと る場合)	
釧路町職	①	14	不要		○	期間は必要と認め られる期間	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
厚岸町職	①	14	不要		○	条件は同じだが無 給	23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○	制度なし	
浜中町職	①	14	不要		○	無給	7月まで4週1回	8~9月2週1回	10月1週1回	0		○	無給	
標茶町職	①	14	不要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1		○		
鶴居村職	①	14日以内	不要	○			23週4週1回	24~35週2週1回	36週1週1回	1				

単組名	⑤家族および子の看護休暇について									
	対象者			子(孫)の対象年齢	取得可能日数	取得単位	看護の対象 ①けが・病気 ②予防接種 ③健康診断 ④リハビリ・通院介助 ⑤その他	正規・非正規ともに(条件が)		
	子のみ	孫も可	家族(範囲)					同じ	違う	具体的に
<参考> 国家公務員	○			小学校就学始期まで	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④リハビリは含まない		○	無給(2022.4.1~6月以上任期も含む要件緩和)
全道労連	○			中学校就学終期まで	子ども1人あたり5日、3人以上15日	時間	①②③④		○	会計年度任用職員は無給休暇
札幌市職連	○			中学校就学始期まで	子ども1人5日、2人以上10日	15分・1時間・1日	①②③④	○		
札幌市労	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分・時間・1日	①②③④			
札幌病職労	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分・時間・1日	①②③④		○	週3以上の勤務、または1年間の勤務日が121日以上の職員
市町村共済労組	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③	○		
都市共済労組	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③			
国保連労組			職員の被扶養者及び同居する親族		子ども1人7日、2人以上14日	④半日	①		○	なし
北学労	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分・時間・1日	①②③④			
企業局労組	○			中学校就学終期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③			
札幌市交通労組	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分・時間・1日	①②③④	○		
医療生協労組	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①			
江別市職労	○			小学校就学始期	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④	○		
千歳市職労	○			小学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間・半日・1日	①②	○		
恵庭市職労	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④			
石狩市職労	○			中学校就学始期に達するまで(4月より中学校終期に改正予定)	年間1人あたり5日、2人以上は10日	15分・時間・1日	①②③④		○	会計年度任用職員は勤務期間によって条件がある。
北広島市職労	○			小学校就学始期まで	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③		○	会計年度任用職員は勤務期間によって条件がある。
当別町職	○			中学校就学始期に達するまで	年一人あたり5日、2人以上10日以内	時間・1日	①⑤その他町長が認めるもの		○	一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)以内
新篠津村職	○			小学校卒業まで(中学校就学始期)	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④	○		
倶知安町職	○			小学校就学始期まで	子ども一人あたり年5日、2人以上10日	時間	①⑤		○	非正規は無給の特別休暇
蘭越町職	○			小学校就学始期	子ども一人あたり年5日、2人以上10日	1日	①②③④		○	無給

単組名	⑤家族および子の看護休暇について									
	対象者			子(孫)の対象年齢	取得可能日数	取得単位	看護の対象 ①けが・病気 ②予防接種 ③健康診断 ④リハビリ・通院介助 ⑤その他	正規・非正規ともに(条件が)		
	子のみ	孫も可	家族(範囲)					同じ	違う	具体的に
二セコ町職	○			高校就学始期(中学校就学終期)	子ども一人当たり5日、2人以上10日	1日	①②③④	○		
喜茂別町職	○			小学校就学始期まで	子ども一人当たり5日、2人以上10日	時間	①	○		
真狩村職	○			小学校就学始期に達するまで	子ども一人当たり5日、2人以上10日	時間	①②④	○		
京極町職	○			小学校就学始期に達するまで	子ども一人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①②⑤	○		
留寿都村職	○			小学校就学始期までにある子	子ども一人あたり5日、2人以上10日	時間	①②	○		
小樽市職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④			
小樽市立病院労組	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④			
余市町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②			
仁木町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①			
古平町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④			
赤井川村職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④			
積丹町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①②③	○		
島牧村職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②			
寿都町職	○			小学校就学始期に達するまで	1人あたり5日、2人以上10日	1日	①	○		
黒松内町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①			
岩内町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・半日・1日	①②③	○		
神恵内村職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①			
共和町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④			
泊村職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①			
共和町社協ユニオン	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③			
旭川市職労	○			中学校就学終期に達するまで	1人あたり5日、2人以上場合は10日以内	時間・半日・1日	①②③		○	5日

単組名	⑤家族および子の看護休暇について									
	対象者			子(孫)の対象年齢	取得可能日数	取得単位	看護の対象 ①けが・病気 ②予防接種 ③健康診断 ④リハビリ・通院介助 ⑤その他	正規・非正規ともに(条件が)		
	子のみ	孫も可	家族(範囲)					同じ	違う	具体的に
富良野市労連			配偶者、一親等以内の血族及び姻族、同居する親族	子は乳幼児の健康診断、中学生までの予防接種、小学生までの歯科通院を認めている	子の人数にかかわらず職員1人当たり10日	時間・1日	①～⑤ 小学生以下の歯科通院・中学生までの子どもの新型コロナワクチン予防接種		○	非正規は勤務日数、期間に条件がある。無給
鷹栖町職	○			中学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①	○		
当麻町職	○			小学校就学始期に達するまで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③④		○	勤務形態により取得対象者が限定されている
比布町職			配偶者、1親等以内	年齢制限なし	1年に5日、小学校就学始期の子が2人以上の場合は10日	時間	①②③④		○	勤務形態により取得対象者が限定されている、無給
愛別町職	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④		○	会計年度任用職員は無給
上川町職労	○			中学生まで(中学校就学終期)	1年のうち1人あたり5日(未就学児につき1人あたり6日)	時間	①②③	○		
東神楽町職	○			中学校就学期に達するまで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③④		○	勤務年日数などにより取得の可否が分かれる
東川町職	○			小学校就学期に達するまで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①④		○	正規職員のみ
美瑛町職	○			小学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②		○	非正規職員は無給
上富良野町職			○	年齢制限なし(ただし、予防接種のみ中学校就学の終期に達するまで)	1年に14日以内	時間	①②③④		○	非正規は無給
南富良野町職	○			小学校卒業まで12歳(中学校就学始期)	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③④	○		
占冠村職			○		14日	時間	①②③④		○	5日
士別市労連	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	分	①②④	○		
名寄市労連	○			中学校就学終期まで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③④	○		
和寒町職労	○			中学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	詳細規定なし		○	無給
剣淵町職労	○	-	-	中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③		○	無給、小学校就学の始期に達するまでの子
下川町職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②		○	非正規は無給
美深町職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分	①		○	非正規は無給
音威子府村職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①	○		
中川町職労	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	分	①②	○		無給
東神楽社協職組	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①			

単組名	⑤家族および子の看護休暇について									
	対象者			子(孫)の対象年齢	取得可能日数	取得単位	看護の対象 ①けが・病気 ②予防接種 ③健康診断 ④リハビリ・通院介助 ⑤その他	正規・非正規ともに(条件が)		
	子のみ	孫も可	家族(範囲)					同じ	違う	具体的に
留萌市労連	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③			
増毛町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①②④	○		
小平町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④			
苫前町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①		○	非正規は無給
羽幌町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④		○	
初山別村職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①			
遠別町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③	○		
天塩町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①②③④		○	非正規職員は無給
稚内市労連	○			中学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④※国公と同様		○	非正規(会計年度任用職員)は無給
猿払村職	○			未就学児まで(小学校就学始期)	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③④		○	正規職員のみ対象
浜頓別町職	○			小学校就学始期に達するまで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④	○		
中頓別町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①②③④		○	会計年度任用職員は1年間の勤務日が121日以上で6か月以上継続勤務している者に限る。
枝幸町職	○			中学校就学始期	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③④		○	非正規は無給
豊富町職	○			小学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	15分	①	○		
函館市職労	○			小学校就学始期に達するまで	1人あたり5日、2人以上の場合は10日以内	時間・1日	①②③④			
函館病院労組	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④			
函館市交通	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②			
函館公サ労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①			
松前町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②			
松前なでん荘職	○			小学校就学始期	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③④	○		
福島町職労	○			小学校就学始期に達するまで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③④		○	無給

単組名	⑤家族および子の看護休暇について									
	対象者			子(孫)の対象年齢	取得可能日数	取得単位	看護の対象 ①けが・病気 ②予防接種 ③健康診断 ④リハビリ・通院介助 ⑤その他	正規・非正規ともに(条件が)		
	子のみ	孫も可	家族(範囲)					同じ	違う	具体的に
三笠市職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③			
岩見沢市職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①			
岩見沢病職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②④			
夕張市職労										
沼田町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④	○		
妹背牛町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④	○		
北竜町職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①			
雨竜町職労	○			小学校就学始期に達するまで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①②④	○		
上砂川町職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③⑤通院介助			
奈井江町職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④			
月形町職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①	○		
栗山町職労	○			小学校就学始期に達するまで	1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③	○		
南幌町職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①	○		非正規は無給
苫小牧市職労	○			中学校就学終期	子ども1人6日、2人以上12日	時間・1日	①②③④	○		会計年度任用職員は無給休暇
登別市職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分	①②④	○		
室蘭市職労	○			中学校就学始期	子ども1人あたり5日、2人以上10日。ただしコロナ関連は上限なし	時間	①②③④	○		
伊達市労連	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④	○		無給
洞爺湖町労連	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③	○		非正規職員は無給
白老町職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①			
安平町職	○			小学校就学始期まで	1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②③	○		非正規職員は無給
厚真町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分	①②③④			
むかわ町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	分	①②③④	○		非正規職員は無給

単組名	⑤家族および子の看護休暇について									
	対象者			子(孫)の対象年齢	取得可能日数	取得単位	看護の対象 ①けが・病気 ②予防接種 ③健康診断 ④リハビリ・通院介助 ⑤その他	正規・非正規ともに(条件が)		
	子のみ	孫も可	家族(範囲)					同じ	違う	具体的に
日高町職	○			小学校就学始期に達するまで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②	○		
平取町職労	○			小学校卒業まで(中学校就学始期)	1人あたり5日、2人以上10日	1日	①②	○		
新ひだか町職	○			小学校卒業まで(中学校就学始期)	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間	①	○		
浦河町職労	○			6歳まで(小学校就学始期)	1人あたり5日、2人以上10日	1日	①②	○		
様似町職	○			小学生未満まで(小学校就学始期)	1人あたり5日、2人以上10日	時間	①②		○	無給
えりも町職	○			小学校就学始期に達するまで	1人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④		○	無給
網走市労連			※家族看護休暇:配偶者及び1親等の血族又は姻族に限り、一年度において30日以内	中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①②③		○	小学校就学始期 無給
斜里町労連			父母、子、配偶者の1日以上の疾病療養	対象年齢なし、ただし同居の場合に限る	30日以内/年	1日	①②		○	小学校就学前まで 5日以内 無給
清里町職	○			小学校就学始期に達するまで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	1日	①②③		○	非正規は無給
小清水町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③		○	フルタイム会計年度任用職員は同じ、それ以外の職員は無給休暇
大空町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①②③			
美幌町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②	○		
津別町職	○			小学校就学始期	子ども1人あたり5日、2人以上10日	1日	①②	○		
北見市労連	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分	①②③			
訓子府町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④			
置戸町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③			
佐呂間町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①②③④			
遠軽町労連	○			小学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上10日の範囲内	時間	①②③		○	無給
紋別市労連	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①			
滝上町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①			
興部町職	○			小学校就学始期まで	1人あたり5日、2人以上10日	時間	①		○	無給

単組名	⑤家族および子の看護休暇について									
	対象者			子(孫)の対象年齢	取得可能日数	取得単位	看護の対象 ①けが・病気 ②予防接種 ③健康診断 ④リハビリ・通院介助 ⑤その他	正規・非正規ともに(条件が)		
	子のみ	孫も可	家族(範囲)					同じ	違う	具体的に
西興部村職										
雄武町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②			
広域紋別病院労組	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①			
帯広市労連	○			小学校卒業まで(中学校就学始期)	子ども1人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①②③	○		
新得町職	○			中学校就学始期まで	1年に5日範囲内	時間・1日	①②③④	○		
鹿追町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④		○	会計年度任用職員は無給
清水町職	○			小学校卒業まで(中学校就学始期)	子ども1人5日、2人以上10日	15分・1日	①②③		○	非正規:無給 正規:有給
芽室町職	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分	①		○	非正規:無給、小学校就学の始期に達するまでの子
池田町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④	○		
豊頃町職	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	1日	①②③④	○		2号職員のみ同じ
浦幌町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④	○		
幕別町職	○			小学校就学始期	1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③		○	無給
上士幌町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④			
士幌町職	○			12歳(小学校卒業)まで(中学校就学始期)	子ども1人あたり5日、2人以上で10日	時間	①②③④		○	会計年度職員は週3日以上または年で121日以上勤務があって6ヶ月以上継続勤務していること
音更町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④			
中札内村職	○			小学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上10日	15分	①②③④	○		
更別村職	○			小学校卒業まで(中学校就学始期)	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③	○		
広尾町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④			
大樹町職	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②④			
陸別町職	○			小学校卒業まで(中学校就学始期)	年に5日、2人以上は10日	時間	①②③④		○	小学校就学前まで
足寄町職労	○			高校就学前まで(中学校就学終期)	5日、2人以上は10日	時間	①②③④		○	家族看護休暇。2021年度途中で制度化。2021年度は有給1日。2022年度からは有給2日。

単組名	⑤家族および子の看護休暇について									
	対象者			子(孫)の対象年齢	取得可能日数	取得単位	看護の対象 ①けが・病気 ②予防接種 ③健康診断 ④リハビリ・通院介助 ⑤その他	正規・非正規ともに(条件が)		
	子のみ	孫も可	家族(範囲)					同じ	違う	具体的に
本別町職	○			小学校卒業まで(中学校就学始期)	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③④	○		
釧路市ユニオン	○			小学校卒業まで(中学校就学始期)	1人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①(予防接種・健康診 査は別途制度あり)	○		
釧路町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②④		○	無給 勤務日ごとの勤務時間の時間数 が同一でない会計年度任用職員に あっては、そのものの勤務日1日あた りの勤務時間の5倍の時間の範囲内
厚岸町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	15分・1時 間・1日	①②③		○	条件は同じだが無給
浜中町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②		○	無給
標茶町職	○			中学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間・1日	①②③		○	非正規は無給
鶴居村職	○			小学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上 10日	時間	①	○		
白糠町職	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③			
根室市職			○	小学校就学始期	1暦年90日、30日超えると無給	時間・1日	①④		○	子のみ介護休暇があり:1人あたり5 日
別海町職	○			小学校就学始期まで	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②		○	無給
中標津町労連	○			小学校就学始期まで	子ども1人あたり5日、2人以上 10日	時間・1日	①②③⑤通院介助	○		
標津町職	○			中学校就学始期に達するまでの子	1人あたり5日、2人以上10日	時間・1日	①②③		○	非正規は無給
羅臼町職労	○			小学校就学始期	子ども1人5日、2人以上10日	時間	①②③④		○	非正規は無給
○	171	0		9					51	71

小学校就学始期 125
 中学校就学始期 38
 中学校就学終期 8

単組名	⑥育児休業							
	対象となる子の年齢	復職時の給与調整	在職者調整	1カ月以内の育児休業取得時における期末手当の減額措置見直し	男性の取得状況(%) ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の必須把握項目	正規・非正規ともに(条件が)		具体的に
						同じ	違う	
<参考>国家公務員	3	取得期間の100/100	なし	改正済	51.4% (2020年度※一般職)		○	原則子の1歳到達日まで(2022.4.1～在職1年以上の要件廃止)
全道庁労連	3	取得期間の100/100	調整済	改正済			○	会計年度任用職員は制度なし
札幌市職連	3	取得期間の100/100		改正済	24.1%		○	引き続き任用された期間が1年以上子が1歳6カ月到達する日まで
札幌市労	3	取得期間の100/100		改正済				
札幌病職労	3	取得期間の100/100		改正済			○	対象職員:引き続き任用された期間が1年以上である職員。子が1歳6ヶ月に達する日(2歳まで延長する場合は2歳に達する日)までにその任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかな職員以外。1週間の勤務日数が3日以上または1年間の勤務日が121日以上である職員。 対象となる子の年齢:満1歳に達する日までの継続した期間
市町村共済労組	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	50%		○	育児・介護休業法による2歳に達する日まで
都市共済労組	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
国保連労組	3	取得期間の100/100	100/100	減額措置なし	4.70%		○	
北学労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%			
企業局労組	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
札幌市交通労組	3	取得期間の100/100	調整済	改正済			○	
医療生協労組	1			改正していない				
江別市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
千歳市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
恵庭市職労	1	取得期間の100/100	調整済	改正していない				
石狩市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%(H30現在)		○	会計年度任用職員は勤務期間によって取得できない場合がある。
北広島市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
当別町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない	25% (今年度子が生まれた男性職員4人中1人)			
新篠津村職	3	取得期間の100/100	その他	改正済	0		○	なし

単組名	⑥育児休業							
	対象となる子の年齢	復職時の給与調整	在職者調整	1カ月以内の育児休業取得時における期末手当の減額措置見直し	男性の取得状況(%) ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の必須把握項目	正規・非正規ともに(条件が)		具体的に
						同じ	違う	
倶知安町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済			○	非正規は2歳に達するまで
蘭越町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済			○	正規のみ
二セコ町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
喜茂別町職	1歳6か月	取得期間の1/2		改正していない				
真狩村職	3	取得期間の100/100	調整しない	改正済				
京極町職	1	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない	0%		○	
留寿都村職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済			○	
小樽市職労	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
小樽市立病院労組	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
余市町職	3	取得期間の100/100	調整しない	改正済				
仁木町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
古平町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
赤井川村職	1	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし				
積丹町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
島牧村職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない				
寿都町職	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
黒松内町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
岩内町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%		○	(1)1歳~1歳6ヶ月の間、条例で定める期間 (2)会計年度任用職員は対象外
神恵内村職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
共和町職	3	取得期間の100/100		減額措置なし				
泊村職	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
共和町社協ユニオン	1歳6か月	取得期間の1/2	未定	減額措置なし				

単組名	⑥育児休業							
						正規・非正規ともに(条件が)		
	対象となる子の年齢	復職時の給与調整	在職者調整	1カ月以内の育児休業取得時における期末手当の減額措置見直し	男性の取得状況(%) ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の必須把握項目	同じ	違う	具体的に
旭川市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	12.70%		○	取得対象となる職員に在職期間等要件あり 正職員は3歳に達するまでの期間 非正規は1歳に達するまでの子
富良野市労連	3	取得期間の100/100	調整済	改正済			○	制度無し
鷹栖町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
当麻町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
比布町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない			○	無給
愛別町職	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし	0%		○	会計年度任用職員はなし
上川町職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%		○	復職時の給与調整なし
東神楽町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
東川町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正していない				
美瑛町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
上富良野町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%		○	正規のみ適用
南富良野町職	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
占冠村職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
士別市労連	3	取得期間の100/100		改正済			○	
名寄市労連	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
和寒町職労	3	取得期間の100/100	調整していない	減額措置なし				
剣淵町職労	3	取得期間の100/100	調整していない	改正済	0%		○	1歳
下川町職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
美深町職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない				
音威子府村職	3	取得期間の100/100	調整済	改正していない			○	
中川町職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				

単組名	⑥育児休業							
	対象となる子の年齢	復職時の給与調整	在職者調整	1カ月以内の育児休業取得時における期末手当の減額措置見直し	男性の取得状況(%) ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の必須把握項目	正規・非正規ともに(条件が)		具体的に
						同じ	違う	
東神楽社協職組	1	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない				
留萌市労連	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
増毛町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし			○	
小平町職	3	取得期間の100/100	その他	減額措置なし				
苫前町職	1	取得期間の100/100	調整しない	減額措置なし	0%		○	
羽幌町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%		○	
初山別村職	3	取得期間の100/100	その他(なし)	改正済				
遠別町職	1	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし	0%		○	正規職員にしか適用がない
天塩町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済			○	正規職員のみ対象
稚内市労連	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済	0%		○	在職した期間が1年以上であるなど
猿払村職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない				
浜頓別町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正していない				
中頓別町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
枝幸町職	3	取得期間の100/100	調整しない	改正済	50%		○	1歳まで
豊富町職	1	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
函館市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
函館病院労組	3	取得期間の100/100	その他(なし)	改正済				
函館市交通	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
函館公サ労	1	定額報酬のため該当無し						
松前町職	1	取得期間の100/100	調整済	改正済				
松前なでん荘職	1	なし						

単組名	⑥育児休業							
	対象となる子の年齢	復職時の給与調整	在職者調整	1カ月以内の育児休業取得時における期末手当の減額措置見直し	男性の取得状況(%) ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の必須把握項目	正規・非正規ともに(条件が)		具体的に
						同じ	違う	
福島町職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし				
知内町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済			○	無給
木古内町職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済	0%		○	正規のみ
北斗市職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
七飯町労連	3	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし				
鹿部町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
森町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし				
八雲町職労	3	取得期間の100/100	取得期間の1/2相当	改正済				
長万部町職労	3	取得期間の100/100	③その他	改正済	0%		○	引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
今金町職	3	取得期間の1/3以下	調整は未定	改正済			○	
せたな町職	3	取得期間の100/100	実施しない	改正済				
江差町職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
上ノ国町職	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし	0%	1		
厚沢部町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
乙部町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
奥尻町職	1	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
深川市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
滝川市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
赤平市職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
芦別市職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
歌志内市職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない				
砂川市労連	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				

単組名	⑥育児休業							
						正規・非正規ともに(条件が)		
	対象となる子の年齢	復職時の給与調整	在職者調整	1カ月以内の育児休業取得時における期末手当の減額措置見直し	男性の取得状況(%) ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の必須把握項目	同じ	違う	具体的に
美唄市職労								
三笠市職労	3	取得期間の100/100	交渉中	減額措置なし				
岩見沢市職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
岩見沢病職	3	取得期間の100/100		改正済				
夕張市職労								
沼田町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%	○		
妹背牛町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない	0%		○	対象となる子の年齢:1歳 ただし保育所に入所できない等特別な事情があれば1歳半まで可
北竜町職労	1	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
雨竜町職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%		○	非正規は対象外
上砂川町職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
奈井江町職労	3	取得期間の100/100	なし	減額措置なし				
月形町職労	1	取得期間の100/100	調整済	改正していない	1.79%	○		
栗山町職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない	0%			
南幌町職労	1	取得期間の100/100		改正済	0%		○	非正規は任用期間により制限あり
苫小牧市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	10%		○	任期付職員、会計年度任用職員は勤務条件によって、子が1歳に達する日まで育児休業可能
登別市職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%	○		
室蘭市職労	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし	5.90%		○	1歳の誕生日の前日まで取得
伊達市労連	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	1%		○	1才に達する日まで、無給
洞爺湖町労連	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済			○	非正規職員は無給
白老町職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正していない				
安平町職	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
厚真町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし				

単組名	⑥育児休業							
						正規・非正規ともに(条件が)		
	対象となる子の年齢	復職時の給与調整	在職者調整	1カ月以内の育児休業取得時における期末手当の減額措置見直し	男性の取得状況(%) ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の必須把握項目	同じ	違う	具体的に
むかわ町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない			○	非正規職員は無給
日高町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%			
平取町職労	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
新ひだか町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
浦河町職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない	0%	○		
様似町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
えりも町職	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし			○	採用2年目以降のフルタイムのみ
網走市労連	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし	0% (直近で2017年10%)		○	非正規はこの1歳到着日まで
斜里町労連	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
清里町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済	0%		○	非正規は対象となる子の年齢は1歳6か月に達する日まで
小清水町職	3	取得期間の100/100	その他	改正していない	0%	○		
大空町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
美幌町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済	0%	○		
津別町職	②	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%	○		
北見市労連	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
訓子府町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
置戸町職	3	取得期間の100/100	調整なし	改正していない				
佐呂間町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし				
遠軽町労連	3	取得期間の100/100	その他	改正済				
紋別市労連	3	取得期間の100/100	調整済					
滝上町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない				

単組名	⑥育児休業							
	対象となる子の年齢	復職時の給与調整	在職者調整	1カ月以内の育児休業取得時における期末手当の減額措置見直し	男性の取得状況(%) ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の必須把握項目	正規・非正規ともに(条件が)		具体的に
						同じ	違う	
興部町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
西興部村職								
雄武町職	3	取得期間の100/100	不明	減額措置なし				
広域紋別病院労組	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
帯広市労連	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
新得町職	3	取得期間の100/100	その他	改正済				
鹿追町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし	100%(R3)		○	在職期間が1年以上の場合、子が1歳6か月まで(保育所に入れない等の場合は2歳まで)(無給)
清水町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済	0%		○	非正規・復職時の給与調整なし
芽室町職	3	取得期間の100/100	その他	改正していない				
池田町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済	20%		○	1歳半まで
豊頃町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	減額措置なし	0%	○		2号職員のみ同じ
浦幌町職	3	取得期間の100/100	調整済	改訂済	0%		○	1歳6ヶ月に達する日まで
幕別町職	3歳	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし	11.10%		○	無給
上士幌町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
士幌町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	40%		○	会計年度任用職員は1歳まで
音更町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない				
中札内村職	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
更別村職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない	0%		○	制度なし
広尾町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済				
大樹町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
陸別町職	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正していない				
足寄町職労	3	取得期間の100/100	調整済	改正していない	0.80%	○		

単組名	⑥育児休業							
						正規・非正規ともに(条件が)		
	対象となる子の年齢	復職時の給与調整	在職者調整	1カ月以内の育児休業取得時における期末手当の減額措置見直し	男性の取得状況(%) ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の必須把握項目	同じ	違う	具体的に
本別町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%	○		
釧路市ユニオン	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%		○	《育児休業》[無給] ・在職期間1年以上等の要件を満たし(2022.4.1より廃止)、原則、子の出生の日から1歳の誕生日の前日(特に必要と認められる場合には子が2歳に達する日)まで
釧路町職	3	取得期間の100/100	調整予定	改正済	0%		○	なし
厚岸町職	3	取得期間の100/100	その他	減額措置なし	0%		○	制度なし
浜中町職	3	取得期間の100/100	調整済	改定していない	0%	○		
標茶町職	3	取得期間の100/100	調整済み	改正済	0%		○	非正規は無給
鶴居村職	3	取得期間の100/100	調整済	減額措置なし				
白糠町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
根室市職	1	取得期間の100/100	調整済	改正済				
別海町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	0%		○	1年。子の養育の事情に応じて2歳に達する日まで。
中標津町労連	3	取得期間の100/100	調整済	改正済	87.30%		○	非正規は1歳(特別な事情がある場合は1歳半)まで
標津町職	3	取得期間の100/100	調整済	改正済				
羅臼町職労	3	取得期間の100/100	調整は未定	改正済			○	非正規なし
○						17	52	

単組名	⑦育児時間(産後休暇後のいわゆる授乳時間を含む保育時間 労基法67条にあたるもの)について						⑧地方公務員育児休業法19条にもとづく育児のための部分休業						
	取得可能時間	継続取得の可否	有給無給	男女ともに取得可能か	取得対象年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能時間	取得可能な年齢上限	正規・非正規ともに(条件が)		
						同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に
<参考>国家公務員	※保育時間 1日2回60分、 1回30分	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を 差し引いた期間(同じ時間帯に取得 しようとする場合は女性が優先)	生後1年		○	無給	育児 時間 1	小学校就学期ま で		○	3歳未満(2022.4.1～在 職1年以上の要件廃止)
全道庁労連	1日2回合わせ て2時間まで	○	有給	男女が平等に取得可能	2歳まで		○	1日2回それぞれ30分 以内。1歳まで	2	小学校就学前ま で		○	会計年度任用職員は制度な し
札幌市職連	1日45分以内2 回または90分 以内1回	○	有給	男女が平等に取得可能、夫婦で取 得の際はお互いの期間を差し引い た期間	1歳6ヶ月		○	会計年度任用職員は1 日30分以内2回または 1時間以内1回、生後1年	2	小学校就学前ま で		○	3歳未満 引き続き任用された期間が 1年以上。1日の勤務時間が 6時間15分以上
札幌市労	1日45分以内2 回または90分 以内1回	○		男女が平等に取得可能、夫婦で取 得の際はお互いの期間を差し引い た期間	1歳6ヶ月				2	小学校就学期 期			
札幌病職労	1日2回90分、 1回45分	○	有給	男女が平等に取得可能、夫婦で取 得の際はお互いの期間を差し引い た期間	1歳6ヶ月		○	1日2回それぞれ30分 以内または1日1回1時 間以内。1日の勤務が4 時間以内の場合は1日1 階30分以内。1歳まで。 無給	2	小学校就学期 期		○	3歳未満
市町村共済労組	1日2回120 分、1回60分			男女が平等に取得可能	生後1年		○	労基法による 対象者が女性のみ	2	小学校就学期 期		○	なし
都市共済労組	1日2回60分、 1回30分		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を 差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学期 期			
国保連労組	1日2回120分	○		男性職員にあっては配偶者が当該 生児を育てることができる場合を 除き可能	生後1年		○		2	小学校就学期 期		○	
北学労	1日45分以内2 回または90分 以内1回		有給	男女が平等に取得可能、夫婦で取 得の際はお互いの期間を差し引い た期間	1歳6ヶ月				2	小学校就学期 期			
企業局労組	1日2回120 分、1回60分			男女が平等に取得可能	生後2年				2	小学校就学期 期			
札幌市交通労組	1日2回90分、 1回45分	○	有給	男女が平等に取得可能、夫婦で取 得の際はお互いの期間を差し引い た期間	1歳6ヶ月				2	小学校就学期 期			
医療生協労組	1日60分			女性のみ	生後1年				無	-			
江別市職労	1日に付き50 分、1日計100 分	×	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を 差し引いた期間	1歳まで	○			2	小学校就学期ま で	○		
千歳市職労	1日2回まで、各 1時間以内		有給	配偶者が育児できない場合	1歳まで		○	1日2回各30分以内	2	小学校就学前ま で		○	子が3歳に達する日まで
恵庭市職労	1日2回120 分、1回60分	○		男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学期 期			
石狩市職労	1回60分、1日 2回まで	○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年 に達しない で		○	会計年度任用職員は無 給	2	小学校就学期に 達するまで	○		
北広島市職労	1日2回120 分、1回60分	×	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を 差し引いた期間	生後1年		○	会計年度任用職員は無 給	2	小学校就学期 期	○		

単組名	⑦育児時間(産後休暇後のいわゆる授乳時間を含む保育時間 労基法67条にあたるもの)について							⑧地方公務員育児休業法19条にもとづく育児のための部分休業					
	取得可能時間	継続取得の可否	有給無給	男女ともに取得可能か	取得対象年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能時間	取得可能な年齢上限	正規・非正規ともに(条件が)		
						同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に
当別町職	1日2回、1回60分		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年に満たない		○	1日2回それぞれ30分以内	2	小学校就学始期に達するまで		○	なし
新篠津村職	1日2回60分、1回30分	○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年	○		無給	2	小学校就学始期	○		無給
倶知安町職	1日2回各30分以内		有給	配偶者が育児できない場合	生後1歳になるまで		○	非正規は無給の特別休暇	2	小学校就学始期に達するまで		○	勤務形態に関する条件有り
蘭越町職	1回1時間を2回/日まで		有給	男女が平等に取得可能	生後1年		○	正規のみ	2	3歳まで		○	正規のみ
二セコ町職	1日2回それぞれ45分以内		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年未満		○	1日2回それぞれ30分・無給	2	小学校就学始期まで			
喜茂別町職	1日2回それぞれ60分以内		有給	女性のみ	1歳まで	○				1歳6ヶ月まで	○		
真狩村職	1日2時間以内			女性のみ	小学校就学前まで		○		2	3歳まで	○		
京極町職	1日2回それぞれ60分以内	○	有給	男女が平等に取得可能	1歳まで	○			2	小学校就学前まで	○		
留寿都村職	1日2回60分以内		有給	男女が平等に取得可能	1歳に達しない期間		○	1日2回30分以内	2	12歳まで		○	非正規なし
小樽市職労	1日2回90分、1回45分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
小樽市立病院労組	1日2回90分、1回45分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
余市町職	1日2回120分、1回60分			男女が平等に取得可能、ただし夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
仁木町職	1日2回60分、1回30分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				無	-			
古平町職	1日2回60分、1回30分			男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
赤井川村職	1日2回60分、1回30分			男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
積丹町職	1日2回90分、1回45分	×		配偶者が育児できない場合	生後2年				2	指定なし			
島牧村職	1日2回60分、1回30分	○		女性のみ	生後1年				2	3歳			
寿都町職	1日2回それぞれ30分以内		有給	女性のみ	1歳まで	○			2	3歳まで	○		
黒松内町職	1日2回60分、1回30分			男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
岩内町職	1日2回90分、1回45分	○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年		○	(1)会計年度職員⇒無給	2	小学校就学始期		○	(1)1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内 (2)⇒3歳
神恵内村職	1日2回90分、1回45分	○		男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
共和町職	1日2回90分、1回45分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				1	小学校就学始期			

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑦育児時間、⑧育児のための部分休業

単組名	⑦育児時間(産後休暇後のいわゆる授乳時間を含む保育時間 労基法67条にあたるもの)について							⑧地方公務員育児休業法19条にもとづく育児のための部分休業					
	取得可能時間	継続取得の可否	有給無給	男女ともに取得可能か	取得対象年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能時間	取得可能な年齢上限	正規・非正規ともに(条件が)		
						同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に
泊村職	1日2回120分、1回60分			女性のみ	生後1年				2	その他			
共和町社協ユニオン	1日2回90分、1回45分			女性のみ	生後1年				無	-			
旭川市職労	1日2回各60分	○	有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	1日2回30分無給	2	6歳まで		○	無給
富良野市労連	1回につき60分、1日計120分	○	有給	男女が平等に取得可能	1歳の誕生日の前々日まで		○	非正規は無給	2(30分単位)	就学前まで		○	制度なし
鷹栖町職	1日2回 1回60分			女性のみ	1歳まで	○			2	小学校就学始期まで		○	3歳まで
当麻町職	1回30分、1日計60分		有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	非正規は無給	2	1歳まで		○	勤務形態により取得対象者が限定されている
比布町職	1日2回60分、1回30分	○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年		○	1日2回30分無給	2	小学校就学始期		○	
愛別町職	1日2回90分、1回45分	○		女性のみ	生後1年		○	会計年度任用職員は無給	2	小学校就学始期		○	会計年度任用職員はなし
上川町職労	1日120分	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳未満		○	非正規は休暇なし	2	3歳まで		○	制度なし
東神楽町職	1回につき30分、1日計60分	○	有給	女性のみ	1歳まで	○			2	規定なし			
東川町職	1日2回それぞれ45分以内又は1日90分以内	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳		○	正規職員のみ	2	小学校就学始期に達するまで		○	正規職員のみ
美瑛町職	1日2回それぞれ45分以内	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳未満		○	非正規職員は無給	2	6歳まで		○	休業はない
上富良野町職	1日2回、60分	○	有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	非正規は無給	2	小学校就学始期まで		○	非正規職員は無給
南富良野町職	1日2回60分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで	○			2	3歳まで		○	会計年度なし
占冠村職	1回につき60分、1日計120分		有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	無給	2	小学校就学前まで			
士別市労連	1日2回60分、1回120分		無給	男女が平等に取得可能	生後1年	○			2	小学校就学始期		○	
名寄市労連	1日2回それぞれ60分以内		有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	非正規は無給	2	6歳まで		○	
和寒町職労	1日2回、各30分		有給	女性のみ	1歳まで		○	無給	2	小学校就学始期まで		○	3歳まで
剣淵町職労	1日2回90分、1回45分	不明	有給	女性のみ	生後1年		○	無給、1日2回それぞれ30分以内。男性も条件により取得可。	2	小学校就学始期		○	3歳まで
下川町職労	1日2回60分、1回30分	○		女性のみ	生後1年		○	非正規は無給	2	1歳			
美深町職労	1日2回120分、1回60分		有給	男女が平等に取得可能	生後1年		○	非正規は無給	2	小学校就学始期		○	非正規は無給
音威子府村職	1日2回90分、1回45分	○		男女が平等に取得可能	生後1年	○			2	小学校就学始期		○	
中川町職労	1日2回120分、1回60分	○		男女が平等に取得可能	生後1年				2	3歳			

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑦育児時間、⑧育児のための部分休業

単組名	⑦育児時間(産後休暇後のいわゆる授乳時間を含む保育時間 労基法67条にあたるもの)について							⑧地方公務員育児休業法19条にもとづく育児のための部分休業					
	取得可能時間	継続取得の可否	有給無給	男女ともに取得可能か	取得対象年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能時間	取得可能な年齢上限	正規・非正規ともに(条件が)		
						同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に
東神楽社協職組	1日2回120分、1回60分			男女が平等に取得可能	1歳6ヵ月				2	1歳			
留萌市労連	1日2回120分、1回60分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
増毛町職	1日2回60分、1回30分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	会計年度任用職員は無休	2	小学校就学始期	○		
小平町職	1日2回60分、1回30分			女性のみ	生後1年				2	小学校就学始期			
苫前町職	1日2回60分、1回30分	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	非正規は無給	2	3歳	○		
羽幌町職	1日2回120分、1回60分	○		男女が平等に取得可能	生後1年6ヵ月		○		1	3歳	○		
初山別村職	1日2回60分、1回30分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	3歳			
遠別町職	1日2回60分、1回30分	×	有給	女性のみ	生後1年		○	非正規は無給休暇	①1日につき2時間を超えない範囲	1歳に達するまでの子		○	正規職員にしか適用がない
天塩町職	1日2回60分、1回30分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	非正規は無給	2	小学校就学始期		○	正規職員のみ対象
稚内市労連	1日2回、各30分	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	非正規は無給	2	小学校就学始期まで		○	在職期間が1年以上など
猿払村職	1日2回各30分	○	有給	夫婦で取得する際は互いの取得期間を差し引いた期間	生後1年		○	正規職員のみ対象	2	小学校就学前まで		○	正規職員のみ対象
浜頓別町職	1日2回60分又は1日120分	○	有給	配偶者が育児できない場合	1歳まで		○	正規職員にしか適用がない	2	小学校就学始期まで		○	正規職員にしか適用がない
中頓別町職	1日2回60分、1回30分	○		男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
枝幸町職	1日2回各30分		有給	男女が平等に取得可能	1歳未満		○	非正規は無給	2	6歳まで		○	非正規は対象外
豊富町職	1日2回30分以内	○	有給	男女が平等に取得可能	1歳まで	○			2	小学校就学前まで		○	
函館市職労	1日2回各45分*1日1回90分まで	○	有給	男女が平等に取得可能	1歳未満	○			2	小学校就学の始期に達するまで	○		
函館病院労組	1日2回90分、1回45分	○		男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
函館市交通	1日2回90分、1回45分			男女が平等に取得可能	生後1年		○		2	小学校就学始期		○	
函館公サ労	1日2回90分、1回45分	○		男女が平等に取得可能	生後1年				2	3歳			
松前町職	1日2回120分、1回60分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
松前なでん荘職	1日2回60分(1回30分)	○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年に達しない子	○			無	-			
福島町職労	1回30分、1日2回まで		有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	無給	2	小学校就学の始期に達するまで		○	制度なし

単組名	⑦育児時間(産後休暇後のいわゆる授乳時間を含む保育時間 労基法67条にあたるもの)について						⑧地方公務員育児休業法19条にもとづく育児のための部分休業						
	取得可能時間	継続取得の可否	有給無給	男女ともに取得可能か	取得対象年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能時間	取得可能な年齢上限	正規・非正規ともに(条件が)		
						同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に
知内町職	1日2回それぞれ30分以内		有給	男女が平等に取得可能	生後1年		○	無給	2	小学校就学の始期まで		○	無給
木古内町職	1回につき30分、1日計60分		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	非正規は無給	2	3歳まで		○	正規職員にしか適用がない
北斗市職	1日2回それぞれ30分以内		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	正規職員にしか適用がない	2	小学校就学前まで		○	正規職員にしか適用がない
七飯町労連	1回30分、1日に2回まで		有給	男女が平等に取得可能	生後1年に達しない子		○	非正規は無給	2	小学校就学の始期に達するまで		○	非正規は無給
鹿部町職	1日2回60分、1回30分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
森町職	30分を単位、1日計2時間		無給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年に達しない子		○	1日2回それぞれ1時間以内	2	小学校就学始期まで		○	非正規は3歳まで
八雲町職	1日2回各45分以内	○	有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	非正規はなし	2	小学校就学の始期に達するまで		○	非正規はなし
長万部町職	1日2回それぞれ30分以内	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	非正規は無給	2	小学校就学始期		○	引き続き在職期間が1年以上である非常勤職員・勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内
今金町職	1日2回30分			男女が平等に取得可能	生後1年に達しない子		○		2	3歳まで		○	
せたな町職	1回につき30分、1日計60分		有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	非正規は無給	2	6歳(小学校就学始期に達するまで)		○	3歳に達するまで。パートタイムは取得不可、フルタイム1年を超える任用から可
江差町職	1日2回60分、1回30分			男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
上ノ国町職	1日2回60分、1回30分			男女が平等に取得可能	生後1年		○	正規は有給・非正規は無給	2	小学校就学始期		1	非正規に該当なし
厚沢部町職	1回につき30分、1日計60分	○	有給	女性のみ	1歳に達しない子		○	会計年度任用職員は無給	2	小学校就学の始期まで		○	会計年度任用職員はなし
乙部町職	1日2回60分、1回30分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
奥尻町職	1日2回60分、1回30分			男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
深川市職	1日2回、計60分		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	非正規職員は無給	2	6歳まで		○	
滝川市職	1日2回、1回30分		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	会計年度は無給	2	小学校就学の始期まで		○	取得に勤務年数等の条件がある
赤平市職	1日2回60分、1回30分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
芦別市職	1日2回60分、1回30分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
歌志内市職	1日2回60分、1回30分			男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
砂川市労連	1回につき30分、1日計60分		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	非正規職員は無給	2	小学校就学の始期に達するまで		○	非正規職員の取得には、勤務条件がある

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑦育児時間、⑧育児のための部分休業

単組名	⑦育児時間(産後休暇後のいわゆる授乳時間を含む保育時間 労基法67条にあたるもの)について							⑧地方公務員育児休業法19条にもとづく育児のための部分休業					
	取得可能時間	継続取得の可否	有給無給	男女ともに取得可能か	取得対象年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能時間	取得可能な年齢上限	正規・非正規ともに(条件が)		
						同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に
美唄市職労													
三笠市職労	1日2回60分、1回30分	○		女性のみ	生後1年				2	小学校就学始期			
岩見沢市職	1日2回60分、1回30分	○		女性のみ	生後1年				2	小学校就学始期			
岩見沢病職	1日2回60分、1回30分	○		女性のみ	生後1年				2	小学校就学始期			
夕張市職労													
沼田町職	1日2回60分、1回30分	×	有給	男女ともに取得可能。ただし、男性職員は配偶者が育児できない場合取得可能。	生後1年	○			2	小学校就学始期	○		
妹背牛町職	1日2回90分、1回45分	×	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	1日2回60分、1回30分 継続取得不可、無給、男女ともに取得③、取得対象年齢①	①	小学校就学始期	○		
北竜町職労	1日2回60分、1回30分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
雨竜町職労	1日2回、30分以内	○	有給	男女が平等に取得可能	1歳未満	○			2	小学校就学始期	○		
上砂川町職労	1日2回60分、1回30分			男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
奈井江町職労	1日2回60分、1回30分			女性のみ	生後1年				2	小学校就学始期			
月形町職労	1日2回60分、1回30分	○	有給	女性のみ	生後1年	○			1	小学校就学始期	○		
栗山町職労	1日2回、60分まで			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	1日2回、30分まで	2	小学校就学の始期に達するまで	○		
南幌町職労	1日2回60分、1回30分	○		男女が平等に取得可能	生後1年		○	無給	1	小学校就学始期		○	任用期間より制限あり
苦小牧市職労	1日2回90分、1回45分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	1日2回それぞれ30分以内。1歳まで	2	小学校就学前まで		○	任期付職員は勤務条件によって、子が3歳に達する日まで部分休業可能
登別市職労	1日2回60分、1回30分	×	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年	○			2	3歳	○		
室蘭市職労	1回につき45分、1日計90分	○	有給	夫婦で取得する際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年	○			2	小学校就学始期まで	○		
伊達市労連	1日2回90分、1回45分	○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年		○	無給	2	小学校就学始期	○	無給	
洞爺湖町労連	1日2回60分、1回30分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	非正規職員は無給	2	小学校就学始期	○	非正規はなし	
白老町職労	1日2回60分、1回60分			男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
安平町職	1回60分、1日計120分		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	1日30分1日計60分、非正規職員は無給	2	小学校就学前まで	○	3歳まで	

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑦育児時間、⑧育児のための部分休業

単組名	⑦育児時間(産後休暇後のいわゆる授乳時間を含む保育時間 労基法67条にあたるもの)について							⑧地方公務員育児休業法19条にもとづく育児のための部分休業						
	取得可能時間	継続取得の可否	有給無給	男女ともに取得可能か	取得対象年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能時間	取得可能な年齢上限	正規・非正規ともに(条件が)			
						同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に	
厚真町職	1日2回60分、1回30分			女性のみ	生後1年				2	小学校就学始期				
むかわ町職	1日2回120分、1回60分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	非正規職員は1日30分1日計60分、無給	2	小学校就学始期		○	非正規職員は無給	
日高町職	1日2回合わせて2時間以内		有給	男女が平等に取得可能	1歳未満		○	無給で1歳未満の子で1日2回それぞれ30分以内の期間	2	3歳まで		○		
平取町職労	1日2回それぞれ60分以内		有給	配偶者が育児できない場合	2歳まで		○		2	小学校就学の始期に達するまで		○		
新ひだか町職	1日2回 1時間以内		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○		2	2歳まで		○		
浦河町職労	1日2回、30分以内		○	無給	男女が平等に取得可能	生後1年		○		2	1歳まで		○	
様似町職	1日2回それぞれ60分以内		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年に達しない子		○	無給、1日2回それぞれ30分以内	2	3歳まで		○	なし	
えりも町職	1日2回それぞれ30分以内		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	無給	2	小学校就学の始期に達するまで		○	なし	
網走市労連	1日2回、各60分以内		○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年		○	1日2回、30分以内の期間	2	小学校就学始期に達するまで		○	3歳に達するまで
斜里町労連	1日2回、各30分		○	有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	無給	2	小学校就学の始期まで		○	
清里町職	1日2回計120分(1回60分)		○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年		○	非正規は無給	1	小学校就学始期		○	非正規は、対象となる子の年齢は3歳に達する日まで
小清水町職	1日2回120分、1回60分		○	有給	配偶者が育児できない場合取得可能	生後1年		○	フルタイム会計年度任用職員は同じ、それ以外の職員は無給休暇	2	小学校就学始期		○	
大空町職	1日2回120分、1回60分		○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年			2	小学校就学始期				
美幌町職	1日2回120分、1回60分		有給	女性のみ	生後1年		○		2	3歳		○		
津別町職	1日2回120分、1回60分			女性のみ	生後1年		○	正規のみ	1	6歳まで		○		
北見市労連	1日1回120分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期				
訓子府町職	1日2回90分、1回45分		○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年			2	3歳				
置戸町職	1日2回60分、1回30分			女性のみ	生後1年				2	小学校就学始期				
佐呂間町職	1日2回60分、1回30分			男女が平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期				
遠軽町労連	1回60分以内、1日計120分		○		男女が平等に取得可能	1歳誕生日前日まで		○	無給	2	小学校就学始期に達するまで		○	3歳に達するまで
紋別市労連	1日2回90分、1回45分		○		男女が平等に取得可能	生後1年			2	3歳				
滝上町職	1日2回60分、1回30分			女性のみ	生後1年				2	小学校就学始期				

単組名	⑦育児時間(産後休暇後のいわゆる授乳時間を含む保育時間 労基法67条にあたるもの)について							⑧地方公務員育児休業法19条にもとづく育児のための部分休業					
	取得可能時間	継続取得の可否	有給無給	男女ともに取得可能か	取得対象年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能時間	取得可能な年齢上限	正規・非正規ともに(条件が)		
						同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に
興部町職	1日につき2時間を超えない範囲		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	3歳まで		○	無給	2	3歳まで		○	無給
西興部村職													
雄武町職	1日2回90分、1回45分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
広域紋別病院労組	1日2回60分、1回30分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				無	-			
帯広市労連	1回につき1時間、1日計2時間		有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで	○			2	小学校就学前まで	○	会計年度任用職員は子どもの対象が3歳まで	
新得町職	1日2回各60分		有給	配偶者が育児できない場合	出産から1年未満		○	1日2回各30分	2	満3歳まで	○		
鹿追町職	1日2回60分、1回30分			夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	会計年度任用職員は無給	2	小学校就学始期	○	会計年度任用職員は無し	
清水町職	1日2回90分、1回45分	○	有給	女性のみ	生後1年		○	非正規:無給	2	小学校就学始期	○		
芽室町職	1日2回以内で各60分以内	○	有給	配偶者が育児できない場合	2歳まで		○	非正規:無給、生後1歳に達しない子、1日2回以内で各30分以内	無	6歳(小学校就学)まで	○	再任用職員:3歳まで	
池田町職	1日2回120分、1回60分	○	有給	男女が平等に取得可能	生後1年	○			2	小学校就学始期	○	制度なし	
豊頃町職	1日2回120分、1回60分	×	有給	女性のみ	生後1年	○		2号職員のみ同じ	2	小学校就学始期	○	2号職員のみ同じ	
浦幌町職	1日2回120分、1回60分	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	1日2回60分(1回30分)	2	小学校就学始期	○	3歳に達するまで	
幕別町職	1日2回それぞれ30分	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年		○	無給	2	小学生始期	○	3歳まで	
上士幌町職	1日2回120分、1回60分			女性のみ	生後1年				2	中学校就学始期			
士幌町職	1回につき60分、1日2回		有給	配偶者が育児できない場合	1歳まで		○	非正規は無給	2	6歳(小学校始期)まで	○	非常勤は3歳まで	
音更町職	1日2回60分、1回30分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
中札内村職	1日2回、各60分	○	無給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年に達しない子	○			2	3歳まで	○		
更別村職	1日2回90分、1回45分	○	有給	女性のみ	生後1年	○			2	小学校就学始期	○	制度なし	
広尾町職	1日2回120分、1回60分			女性のみ	生後1年				2	小学校就学始期			
大樹町職	1日2回60分、1回30分	○		夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	生後1年				2	小学校就学始期			
陸別町職	1回につき60分、1日2回		有給	配偶者が育児できない場合	1歳まで		○	1日2回、1回につき30分	2	6歳まで	○		
足寄町職労	1日2回各60分	○	有給	男女が平等に取得可能	1歳まで		○	非正規:無給(1日2回各30分)	2	小学校就学前まで	○		
本別町職	1日2回90分、1回45分	×	有給	女性のみ	生後1年		○	無給	2	小学校就学始期	○		

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑦育児時間、⑧育児のための部分休業

単組名	⑦育児時間(産後休暇後のいわゆる授乳時間を含む保育時間 労基法67条にあたるもの)について							⑧地方公務員育児休業法19条にもとづく育児のための部分休業					
	取得可能時間	継続取得の可否	有給無給	男女ともに取得可能か	取得対象年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能時間	取得可能な年齢上限	正規・非正規ともに(条件が)		
						同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に
釧路市ユニオン	1日2回各60分(まとめて1回2時間可)	○	有給	夫婦で取得の際はお互いの期間を差し引いた期間	1歳まで		○	無給。1日2回各30分	2	小学校就学始期まで		○	3歳まで
釧路町職	1日2回60分、1回30分	○	有給	男女平等に取得可能	生後1年		○	無給	2	小学校就学始期	○		
厚岸町職	1日2回90分、1回45分	○	有給	男女平等に取得可能	生後1年		○	制度なし	2	小学校就学始期		○	制度なし
浜中町職	1日2回各45分以内	○	有給	女性のみ	生後満3年		○	無給	2	小学校就学始期	○		
標茶町職	1日2回90分、1回45分	○	有給	男女平等に取得可能	生後1年		○	非正規は無給	2	1歳半	○		
鶴居村職	1回につき45分、1日計90分	○	有給	男女平等に取得可能	生後1年に達しない子	○			2	7歳まで	○		
白糠町職	1日2回60分、1回30分	○		男女平等に取得可能	生後1年				2	小学校就学始期			
根室市職	1日2回各60分	○	有給	男女平等に取得可能	1歳まで		○	1日2回各30分	2	3歳まで		○	原則1歳に達するまで
別海町職	1日2回120分、1回60分	○	有給	男女平等に取得可能	生後1年		○	制度なし	2	小学校就学始期まで		○	3歳に達する日まで
中標津町労連	1日2回各45分以内	○	有給	配偶者が育児できない場合	1歳まで		○	無給。1日2回各30分以内	2	3歳まで	○		
標津町職	1日2回45分	○	有給	夫婦で取得は、お互いの取得期間を差し引いた期間	生後1年に達しない子		○	非正規は無給	2	なし			
羅臼町職労	1日2回90分、1回45分	○		女性のみ	生後1年		○	非正規は無給	2	小学校就学始期		○	非正規はなし
○有休		87	98			30	91				10	22	

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑨育児短時間勤務、⑩高齢者部分休業、⑪短期の介護休暇

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について					⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)					
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	同じ	違う		具体的に				
<参考> 国家公務員	○	小学校就学前		○	制度なし	×		○			要介護者1人5日、2人以上10日	③、同居の父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子	時間・1日		○	無給(2022.4.1~6月以上任期も含む要件緩和)
全道庁労連	○	小学校就学の始期に達するまで		○	会計年度任用職員は制度なし	○		○	会計年度任用職員は制度なし		要介護者1人5日、2人10日	③	時間		○	会計年度任用職員は無給
札幌市職連	○	小学校就学前まで		○	会計年度任用職員は制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日3人以上の場合15日	②	15分・1時間・1日	○		
札幌市労	○										要介護者1人5日、2人10日3人以上の場合15日	③	15分・時間・1日			
札幌病職労	○	小学校就学前		○	正規のみ	×		○			要介護者1人5日、2人10日3人以上の場合15日	③	15分・時間・1日		○	要介護者1人5日、2人10日。週3以上の勤務または1年間の勤務日が121日以上の職員
市町村共済労組	○	小学校就学前		○	なし	×		○			要介護者1人5日、2人10日	②	時間	○		
都市共済労組	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	②	1日			
国保連労組	○	小学校就学前		○		○					制度なし	-	-		○	
北学労	○	6歳									要介護者1人5日、2人10日、3人以上は15日以内	③	15分			
企業局労組	○										要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
札幌市交通労組	○	6歳に達するまで									要介護者1人5日、2人10日、3人以上15日以内	③	15分・時間・1日			
医療生協労組	○										要介護者1人5日、2人10日	③	時間			
江別市職労	○	小学校就学始期まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日			
千歳市職労	○	小学校就学前まで		○	取得不可能	×		○			要介護者1人5日、2人10日	②	時間・半日・1日			
恵庭市職労	○										要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日			

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について					⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)					
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	同じ	違う		具体的に				
石狩市職労	○	小学校就学始期に達するまで		○	会計年度任用職員は対象外	×					要介護者1人5日、2人10日	③④(同居する事実上の父母または子)	15分・時間・1日		○	1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続して勤務しているものに限る。
北広島市職労	○			○	会計年度任用職員は対象外	×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日			
当別町職	○	小学校就学始期に達するまで		○	なし	×					要介護者1人5日、2人10日	②	1日			
新篠津村職	○	小学校就学前		○	なし	×					要介護者1人5日、2人10日	②同居のみ	時間・1日	○	無給	
倶知安町職	○	小学校就学始期に達するまで		○	勤務形態に関する条件有り	×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間	○	非正規は無給の特別休暇	
蘭越町職	○	6歳まで		○	正規のみ	×	○				要介護者1人5日、2人10日	②	時間	○		
二セコ町職	○	小学校就学始期まで				×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間			
喜茂別町職	○	1歳6ヶ月まで	○			×	○				制度なし	-	-			
真狩村職	○	小学校就学まで	○			×	○				要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日			
京極町職	○	小学校就学前まで	○			×	○				要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日	○		
留寿都村職	○	12歳まで		○	非正規なし	×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間			
小樽市職労	×	-									要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日			
小樽市立病院労組	×	-									要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日			
余市町職	○										要介護者1人5日、2人10日	①	時間			
仁木町職	○										要介護者1人5日、2人10日	④	時間・1日			
古平町職	○										要介護者1人5日、2人10日	①	時間			

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑨育児短時間勤務、⑩高齢者部分休業、⑪短期の介護休暇

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について					⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)					
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	同じ	違う		具体的に				
赤井川村職	○	小学校就学前				×					制度なし	-	-			
積丹町職	○										要介護者1人5日、 2人10日	指定なし	1日			
島牧村職	×	-									要介護者1人5日、 2人10日	②	時間			
寿都町職	○	6歳まで	○			×					制度なし	-	-			
黒松内町職	○										要介護者1人5日、 2人10日	③	時間・1日			
岩内町職	○	小学校就学前		○	制度なし	×					要介護者1人5日、 2人10日	②	1日		○	会計年度任用職員は無給
神恵内村職	×	-									制度なし	-	-			
共和町職	○										要介護者1人5日、 2人10日	②	時間			
泊村職	×	-									制度なし	-	-			
共和町社協ユニオン	○										要介護者1人5日、 2人10日	②	時間			
旭川市職労	○	6歳まで		○	非該当	×					要介護者1人5日、 2人10日	④職員が世話をを行う要介護者	時間・半日		○	無給
富良野市労連	×		○			×		○			制度なし	-	-	○		
鷹栖町職	○	小学校就学始期まで				○	55歳から取得可能	○			要介護者1人5日、 2人10日	①	時間			
当麻町職	○	小学校就学始期まで		○	正規職員にしか適用していない	×		○			要介護者1人5日、 2人10日	②	1日			
比布町職	○	小学校就学前		○	正規職員にしか適用していない	×		○			要介護者1人5日、 2人10日	②	時間		○	勤務形態により取得対象者が限定されている
愛別町職	○	小学校就学前		○	会計年度任用職員はなし	×					要介護者1人5日、 2人10日	②	時間		○	会計年度任用職員は無給
上川町職労	○	小学校就学前まで		○	制度なし	×		○			要介護者1人5日、 2人10日	②	時間	○		
東神楽町職	○	具体的な年齢の規定はなし		○	規定なし	×					要介護者1人5日、 2人10日	①	時間			
東川町職	○	小学校就学始期に達するまで		○	正規職員のみ						要介護者1人5日、 2人10日	②	時間・1日			
美瑛町職	○	6歳まで		○	認められていない	○		○	認められていない		要介護者1人5日、 2人10日	②	時間・1日			
上富良野町職	○	3歳まで		○	非正規職員は無給	×					制度なし	-	-			

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑨育児短時間勤務、⑩高齢者部分休業、⑪短期の介護休暇

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について				⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)							
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者		取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	同じ		違う	具体的に	
南富良野町職	○	1歳まで		○	会計年度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間				
占冠村職	○					×					14日	②	時間				
士別市労連	○		○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日	○			
名寄市労連	○	6歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間				
和寒町職労	○	小学校就学始期まで		○	制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間				
剣淵町職労	○	小学校就学前	○		任期付き、再任用職員は不可	×	-	-	-	-	要介護者1人5日、2人10日	②	時間		○	無給	
下川町職労	○					×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間				
美深町職労	○	小学校就学始期		○	非正規は無給	×					要介護者1人5日、2人10日	①同居のみ	時間・1日		○	非正規は無給	
音威子府村職	○	小学校就学前	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間				
中川町職労	○										要介護者1人5日、2人10日	①同居のみ	時間	○		無給	
東神楽社協職組	×	-									要介護者1人5日、2人10日	①	時間				
留萌市労連	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日				
増毛町職	○	小学校就学前		○		×		○			要介護者1人5日、2人10日	④同居問わず祖父母、兄弟姉妹に加え、同居に限り父母、配偶者、配偶者の父母、子	時間・1日		○		
小平町職	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	①	時間				
苫前町職	○	小学校就学前	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間		○	非常勤は無給	
羽幌町職	○	小学校就学前	○			×		①			制度なし						
初山別村職	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日				
遠別町職	○	小学校就学前	○			×		○			要介護者1人5日、2人10日	②	1日		○	非正規は無給休暇	
天塩町職	○	小学校就学前		○	正規職員のみ対象	×					要介護者1人5日、2人10日	④不明	時間・1日		○	非正規職員は無給	
稚内市労連	○	小学校就学始期まで		○	非正規はなし	×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日		○	非正規(会計年度任用職員)は無給	

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑨育児短時間勤務、⑩高齢者部分休業、⑪短期の介護休暇

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について				⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)						
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	同じ	違う		具体的に				
猿払村職	○	小学校就学前まで		○	正規職員のみ対象	×					要介護者1人5日、2人10日	④	時間・1日			
浜頓別町職	○	3歳まで		○	正規職員にしか適用がない	×	○				要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日			
中頓別町職	○										要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日			
枝幸町職	○	1歳まで	○			×	○				要介護者1人5日、2人10日	①	時間		○	非正規は無給
豊富町職	○	小学校就学前まで		○		×					制度なし	-	-			
函館市職労	○	小学校就学の始期に達するまで	○				○				要介護者1人5日、2人10日	④配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫、同居する父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	時間・1日			
函館病院労組	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	①③	時間・1日			
函館市交通	試行中			○							要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
函館公サ労	○										要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日			
松前町職	○	3歳									要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日			
松前なでん荘職	○	3歳									要介護者1人5日、2人10日	①	半日・1日			
福島町職労	○	小学校就学の始期に達するまで		○	制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
知内町職	○	小学校就学の始期まで		○	無給	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日		○	無給
木古内町職労	○	小学校就学前まで		○	正規職員にしか適用がない	×	○				要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日		○	非正規は無給
北斗市職労	○	小学校就学前まで		○	正規職員にしか適用がない	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
七飯町労連	○	小学校就学の始期に達するまで		○	非正規は無給	×					制度なし	-	-			
鹿部町職	○										要介護者1人5日、2人10日	①	時間			
森町職	○	小学校就学の始期に達するまで		○	非正規には制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	①同居のみ・②	時間			
八雲町職労	○	小学校就学の始期に達するまで		○	非正規はなし	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間・半日・1日			

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について					⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)					
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	同じ	違う		具体的に				
長万部町職労	○	6歳まで		○	なし	×					①要介護者1人5日、2人10日	②	④1日、1時間又は1分	○		
今金町職	×					×					要介護者1人5日、2人10日	①、②、③	1日	○		
せたな町職	○	6歳まで		○	パートタイムは取得不可、フルタイム1年を超える任用から可	×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日			
江差町職労	○										要介護者1人5日、2人10日	①同居のみ	時間・1日			
上ノ国町職	○	小学校就学前		1	非正規に制度無	×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日	○		
厚沢部町職	○	小学校就学の始期まで		○	会計年度任用職員はなし	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
乙部町職	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	①	時間			
奥尻町職	○										要介護者1人5日、2人10日	①	時間			
深川市職労	○	6歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
滝川市職労	○	小学校就学の始期まで		○	取得に勤務年数等の条件がある	×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間			
赤平市職労	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日			
芦別市職労	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
歌志内市職労	○	小学校就学前									制度なし	-	-			
砂川市労連	○	小学校就学の始期に達するまで		○	非正規職員の取得には、勤務条件がある	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
美唄市職労																
三笠市職労	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
岩見沢市職	○	1歳未満(1日2回、30分/回)									要介護者1人5日、2人10日	②	1日			
岩見沢病職	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日			
夕張市職労																
沼田町職	○	小学校就学前	○			×	○				要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日	○		

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑨育児短時間勤務、⑩高齢者部分休業、⑪短期の介護休暇

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について			⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)							
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	同じ	違う		具体的に				
妹背牛町職	○	小学校就学始期	○			×		○			要介護者1人5日、2人10日	②	時間	○		
北竜町職労	×	-				×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
雨竜町職労	×		○			×		○			要介護者1人5日、2人10日	④配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母等(同居のみ)	時間・1日	○		
上砂川町職労	×	-									要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日			
奈井江町職労	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日			
月形町職労	○	小学校就学前	○			×		○			制度なし	-	-	○		
栗山町職労	○	小学校就学の始期に達するまで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
南幌町職労	○	小学校就学の始期に達するまで		○	会計年度職員はなし	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間	○		
苫小牧市職労	○	小学校就学の始期に達するまで		○	任期付職員、会計年度任用職員は制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	③に加え子の配偶者・子	時間・1日		○	会計年度任用職員は無給休暇
登別市職労	○	6歳まで		○	非正規はなし	×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間	○		
室蘭市職労	○	6歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間	○		
伊達市労連	○	小学校就学始期		○	1才に達する日まで、無給	×		○			要介護者1人5日、2人10日	②	時間		○	無給
洞爺湖町労連	○	小学校就学始期		○	非正規はなし	×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間		○	非正規職員は無給
白老町職労	○										要介護者1人5日、2人10日	②	時間			
安平町職	○	小学校就学前まで		○	正規職員にしか適用がない	○	55歳から取得可能		○	正規職員にしか適用がない	要介護者1人5日、2人10日	①	時間		○	非正規職員は無給
厚真町職	○										要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日			
むかわ町職	○	小学校就学前		○	非正規職員はなし	×					要介護者1人5日、2人10日	②	分		○	非正規職員は無給
日高町職	○	3歳まで		○	制度なし	×		○			要介護者1人5日、2人10日	②	時間		○	非正規は無休で制度化
平取町職労	○	3歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	1日			
新ひだか町職	○	2歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間			

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑨育児短時間勤務、⑩高齢者部分休業、⑪短期の介護休暇

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について				⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)							
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者		取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	同じ		違う	具体的に	
浦河町職労	○		○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間		○	なし	
様似町職	○	小学校就学の始期に達するまで		○	なし	×		○			要介護者1人5日、2人10日	②	時間				
えりも町職	○	小学校就学の始期に達するまで		○	なし	×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日		○	無給	
網走市労連	○	小学校就学に達するまで		○	非正規職員は制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	③	1日		○	無給	
斜里町労連	○	小学校就学の始期まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	①	1日				
清里町職	○	小学校就学始期に達するまで		○	正規のみ適用	○	55歳から取得可能		○	正規のみ適用	要介護者1人5日、2人10日	①	時間		○	非正規は無給	
小清水町職	○	小学校就学まで		○	会計年度任用職員は取得出来ない	×			○		要介護者1人5日、2人10日	③	時間		○	会計年度任用職員は無給休暇	
大空町職	○										要介護者1人5日、2人10日		1日				
美幌町職	×		○			×			○		要介護者1人5日、2人10日	③(孫は父母のいずれもが死亡している者に限る。)	時間		○		
津別町職	○	6歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間				
北見市労連	○										要介護者1人5日、2人10日	②	15分				
訓子府町職	○	6									要介護者1人5日、2人10日	③	時間				
置戸町職	○										要介護者1人5日、2人10日	③	時間				
佐呂間町職	○										要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日				
遠軽町労連	○	小学校就学始期に達するまで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	③に加え、同居の父母の配偶者、配偶者の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	時間				
紋別市労連	×										制度なし	-	-				
滝上町職	○		○								制度なし	-	-				

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑨育児短時間勤務、⑩高齢者部分休業、⑪短期の介護休暇

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について					⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)						
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者		取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	同じ		違う	具体的に	
興部町職	○	3歳まで		○	無給	×		○			要介護者1人5日、2人10日	①に加え、同居の事実上の父母及び子	時間・1日				
西興部村職																	
雄武町職	×										要介護者1人5日、2人10日	①	時間				
広域紋別病院労組	○										要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日				
帯広市労連	○	小学校就学前まで		○	制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	①③④	時間・1日				
新得町職	○	小学校就学始期まで		○		×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日				
鹿追町職	○	小学校就学前		○	会計年度任用職員は無し	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間		○	会計年度任用職員は無給	
清水町職	○	小学校就学の始期に達するまで		○	非正規:制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	③	15分・1日	○			
芽室町職	○	6歳(小学校就学)まで		○	再任用職員:無い	×					制度なし	-	-				
池田町職	○	小学校就学始期まで		○	制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間		○	制度なし	
豊頃町職	○		○		2号職員のみ同じ	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間	○		2号職員のみ同じ	
浦幌町職	○	小学校就学始期		○	3歳に達するまでの子	×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間	○			
幕別町職	○	6歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間・1日	○			
上士幌町職	○										要介護者1人5日、2人10日	①	時間				
士幌町職	○	6歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間				
音更町職	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	③	時間				
中札内村職	○	3歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	①	15分				
更別村職	○	小学校就学前		○	制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日		○	制度なし	
広尾町職	○	小学校就学前				×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日				
大樹町職	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日				
陸別町職	○	6歳まで		○		×					制度なし	-	-				
足寄町職労	○	小学校就学前まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間		○	非正規:無給	

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑨育児短時間勤務、⑩高齢者部分休業、⑪短期の介護休暇

単組名	⑨育児短時間勤務制度(地方公務員育児休業法第10条~18条)について			⑩高齢者部分休業の条例化					⑪短期の介護休暇(2010年6月改正育児・介護休業法にて新設)							
	有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			有無	取得可能年齢	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	取得対象者	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
			同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他		同じ	違う	具体的に
本別町職	○	小学校就学始期		○	制度なし	×		○			要介護者1人5日、2人10日	③	時間	○		
釧路市ユニオン	○	小学校就学始期まで		○	制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日	○		
釧路町職	○	3歳		○	制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	②、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子(同居に限る)	時間・1日		○	準用するが、6月を超えない⇒93日を超えないに読み替える
厚岸町職	○	小学校就学前		○	制度なし	○	55歳		○	制度なし	要介護者1人5日、2人10日	①	15分・1時間・1日		○	制度なし
浜中町職	○	小学校就学前		○	制度なし	×		○			要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日		○	無給
標茶町職	○	小学校就学始期	○			×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日		○	非正規は無給
鶴居村職	○	1歳まで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	①	時間			
白糠町職	○	小学校就学前									要介護者1人5日、2人10日	①	時間			
根室市職	○	3歳まで		○	原則1歳に達するまで	×					要介護者1人5日、2人10日	②	時間・1日			
別海町職	○	小学校就学始期まで		○	制度なし	×					要介護者1人5日、2人10日	③	時間		○	無給
中標津町労連	○	小学校就学の始期まで		○	制度なし	○	55歳から取得可能		○	制度なし	要介護者1人5日、2人10日	①	時間・1日	○		
標津町職	○	小学校就学の始期に達するまで	○			×					要介護者1人5日、2人10日	②	1日			
羅臼町職労	○	調整中		○	制度なし	×			○	制度なし	要介護者1人5日、2人10日	②	1日		○	無給
○	164		38	76		8		29	7					26	41	

単組名	⑫介護時間(2017年1月改正育児・介護休業法にて新設)							
	取得可能期間			有給・無休	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
	有・無	国家公務員と同じ(連続する3年の期間内、1日につき2時間を超えない範囲)	独自で設定(具体的に)			同じ	違う	具体的に
<参考>国家公務員	○	○		無給	30分(始業又は終業までの連続した2時間の範囲内)	○		2022.4.1～在職1年以上の要件廃止
全道庁労連	○	○		無給		○		
札幌市職連	○	○		無給	15分	○		引き続き任用された期間が1年以上。1日の勤務時間が6時間15分以上
札幌市労	○	○			分・時間			
札幌病職労	○	○			15分、時間	○		
市町村共済労組	○	○		無給	時間		○	なし
都市共済労組	○	○		無給	-			
国保連労組	×				-			
北学労	○	○		無給	15分			
企業局労組	○	○			30分			
札幌市交通労組	○	○			分・時間			
医療生協労組	○	○						
江別市職労	○	○		無給	分	○		
千歳市職労	○	○		無給	30分	○		
恵庭市職労	○	○			時間			
石狩市職労	○	○		無給	30分	○		
北広島市職労	○	○		無給	30分	○		
当別町職	○	○		有給	30分		○	無給
新篠津村職	×							
倶知安町職	○	○		無給	時間	○		
蘭越町職	○		4時間	無給	時間	○		
二セコ町職	○	○		無給	時間	○		
喜茂別町職	○	○		有給	時間	○		
真狩村職	○		5日の範囲内	有給	-	○		
京極町職	○	○		有給	時間	○		

単組名	⑫介護時間(2017年1月改正育児・介護休業法にて新設)							
	取得可能期間				正規・非正規ともに(条件が)			
	有・無	国家公務員と同じ(連続する3年の期間内、1日につき2時間を超えない範囲)	独自で設定(具体的に)	有給・無休	取得単位	同じ	違う	具体的に
留寿都村職	○	○		無給	時間	○		
小樽市職労	○	○			30分			
小樽市立病院労組	○	○			時間			
余市町職	○	○			時間			
仁木町職	×							
古平町職	○	○			時間			
赤井川村職	○	○			分			
積丹町職	○	○			時間			
島牧村職	○	○			時間			
寿都町職	○	○		無給	時間	○		
黒松内町職	○	○			30分			
岩内町職	○	○		無給	30分	○		
神恵内村職	○	○			時間			
共和町職	○	○						
泊村職	×				-			
共和町社協ユニオン								
旭川市職労	○	○		無給	30分	○		無給
富良野市労連	○	○		無給	30分	○		非正規制度なし
鷹栖町職	○	○		無給	時間	○		
当麻町職	○	○		無給	30分	○		勤務形態により取得対象者が限定されている
比布町職	○	○		無給	時間	○		勤務形態により取得対象者が限定されている
愛別町職	○	○			30分	○		会計年度任用職員は無給
上川町職労	○	○		無給	時間	○		非正規にはなし
東神楽町職	○	○		有給	時間	○		規定なし
東川町職	○	○		無給	30分	○		正規職員のみ
美瑛町職	○	○		無給	30分			

単組名	⑫介護時間(2017年1月改正育児・介護休業法にて新設)							
	取得可能期間			有給・無休	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
	有・無	国家公務員と同じ(連続する3年の期間内、1日につき2時間を超えない範囲)	独自で設定(具体的に)			同じ	違う	具体的に
上富良野町職	○	○		無給	30分		○	非正規職員は無給
南富良野町職	○	○		無給	30分	○		
占冠村職	○	○		無給				
士別市労連	○	○		無給	時間	○		
名寄市労連	○	○		無給	30分	○		
和寒町職労	○	○		無給	時間	○		
剣淵町職労	○	○		無給	時間	○		
下川町職労	○	○			時間			
美深町職労	○	○		有給	時間		○	非正規は無給
音威子府村職	○	○			時間			
中川町職労	○	○			時間	○		無給
東神楽社協職組	×				-			
留萌市労連	○	○			30分			
増毛町職	○	○		無給	30分	○		
小平町職	○	○			時間			
苫前町職	○	○		無給	30分	○		
羽幌町職	○	○		無給	時間		○	
初山別村職	○	○			時間			
遠別町職	○	○		無給	30分	○		
天塩町職	○	○			時間		○	非正規職員は無給
稚内市労連	○	○		無給	30分	○		
猿払村職	○		その都度可能	有給	30分		○	正規職員のみ有給
浜頓別町職	○	○		無給	時間		○	1日2時間
中頓別町職	○	○		無給	分			
枝幸町職	○	○		無給	時間	○		

単組名	⑫介護時間(2017年1月改正育児・介護休業法にて新設)							
	取得可能期間				正規・非正規ともに(条件が)			
	有・無	国家公務員と同じ(連続する3年の期間内、1日につき2時間を超えない範囲)	独自で設定(具体的に)	有給・無休	取得単位	同じ	違う	具体的に
豊富町職	○	○		無給	時間	○		
函館市職労	○	○		無給	30分	○		
函館病院労組	○	○			30分			
函館市交通	○	○					○	
函館公サ労	○	○			分			
松前町職	○	○			30分			
松前なでん荘職	○	○		有給	時間	○		
福島町職労	○	○		有給	時間		○	制度なし
知内町職	○	○		無給	時間		○	制度なし
木古内町職労	○	○		有給	分		○	非正規は無給
北斗市職労	○	○		無給	分	○		
七飯町労連	○	○		有給			○	非正規は無給
鹿部町職	○	○						
森町職	○	○		無給	30分	○		
八雲町職労	○	○		無給	分		○	非正規はなし
長万部町職労	○	○		無給	分	○		
今金町職	○	○		無給	分		○	通算93日以内
せたな町職	○	○		無給	30分	○		
江差町職労	○	○			時間			
上ノ国町職	○	○		有給	分	○		
厚沢部町職	○	○		無給	時間	○		
乙部町職	○	○			時間			
奥尻町職	○	○			時間			
深川市職労	○	○		無給	時間			
滝川市職労	○	○		無給	分		○	取得に勤務年数や日数等の条件がある

単組名	⑫介護時間(2017年1月改正育児・介護休業法にて新設)							
	取得可能期間				正規・非正規ともに(条件が)			
	有・無	国家公務員と同じ(連続する3年の期間内、1日につき2時間を超えない範囲)	独自で設定(具体的に)	有給・無休	取得単位	同じ	違う	具体的に
赤平市職労	○	○			30分			
芦別市職労	○	○			時間			
歌志内市職労	○	○			時間			
砂川市労連	○	○		有給	時間		○	非正規職員は無給
美唄市職労								
三笠市職労	○	○			30分			
岩見沢市職	○	○			時間			
岩見沢病職	○	○			30分			
夕張市職労								
沼田町職	○	○		有給	分・時間	○		
妹背牛町職	○	○		有給	時間	○		
北竜町職労	○	○			時間			
雨竜町職労	○	○		有給	時間		○	非正規職員は無給
上砂川町職労	○	○						
奈井江町職労	○	○			時間			
月形町職労	○	○		有給	分	○		
栗山町職労	○	○		無給		○		
南幌町職労	○	○		無給	時間	○		
苫小牧市職労	○	○		無給	30分	○		
登別市職労	○	○		無給	30分	○		
室蘭市職労	○	○		無給	30分	○		※週3日以上または年間121日以上勤務、かつ6時間15分以上の勤務日があり、継続した1年以上の在職期間がある場合のみ取得可
伊達市労連	○	○		有給	30分		○	無給
洞爺湖町労連	○	○			時間		○	非正規職員は無給
白老町職労	○	○			時間			
安平町職	○	○			分	○		
厚真町職	○	○			時間			

単組名	⑫介護時間(2017年1月改正育児・介護休業法にて新設)							
	取得可能期間			有給・無休	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
	有・無	国家公務員と同じ(連続する3年の期間内、1日につき2時間を超えない範囲)	独自で設定(具体的に)			同じ	違う	具体的に
むかわ町職	○	○			時間		○	非正規職員は無給
日高町職	○	○		無給	時間		○	6時間15分以上の勤務の職員で取得可能時間は5時間45分を減じた時間
平取町職労	○	○		無給	時間		○	正規職員のみ適用
新ひだか町職	○	○		有給	分	○		
浦河町職労	○	○		無給	分	○		
様似町職	○	○		無給	分	○		
えりも町職	○	○		無給	30分	○		
網走市労連	○	○		無給	30分	○		
斜里町労連	○	○		無給	30分	○		
清里町職	○	○		有給	30分		○	非正規は無給
小清水町職	○	○		無給	30分		○	会計年度任用職員は勤務日週3日以上か年121日以上で在職1年以上の場合取得可能
大空町職	○	○			分			
美幌町職	○	○		無給	30分	○		正規2時間、非正規は勤務時間から5時間45分を減じた時間
津別町職	○	○			分	○		
北見市労連	○	○			分			
訓子府町職	○	○		無給	30分			
置戸町職	○	○			30分			
佐呂間町職	○	○			30分			
遠軽町労連	○	○		無給	30分	○		
紋別市労連	○	○			30分			
滝上町職	○	○			30分			
興部町職	○	○		無給	30分			
西興部村職								
雄武町職	○	○			時間			
広域紋別病院労組	×				-			

単組名	⑫介護時間(2017年1月改正育児・介護休業法にて新設)							
	取得可能期間			有給・無休	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
	有・無	国家公務員と同じ(連続する3年の期間内、1日につき2時間を超えない範囲)	独自で設定(具体的に)			同じ	違う	具体的に
帯広市労連	○	○		無給	30分	○		
新得町職	○	○		有給	時間・1日		○	
鹿追町職	○	○			時間		○	会計年度任用職員は無し
清水町職	○	○		無給	分	○		
芽室町職	○	○		有給	時間		○	制度なし
池田町職	○	○		無給	30分		○	制度なし
豊頃町職	○	○		無給	時間	○		2号職員のみ同じ
浦幌町職	○	○		有給	分	○		
幕別町職	○	○		無給	30分	○		
上士幌町職	○	○			時間			
士幌町職	○	○		無給	時間	○		
音更町職	○	○			分			
中札内村職	○1日につき2時間以内	○1日につき2時間以内		無給	時間	○		
更別村職	○	○		有給	30分		○	無給
広尾町職	○	○			30分			
大樹町職	○	○			時間			
陸別町職	○	○		無給	時間			
足寄町職労	○	○		無給	時間	○		
本別町職	○	○		無給	時間	○		
釧路市ユニオン	○	○		無給	時間	○		
釧路町職	○	○		無給	時間		○	準用するが、2時間⇒1日につき定められて勤務時間から5.45時間を減じた
厚岸町職	○	○		無給	15分	○		
浜中町職	○	○		無給	30分		○	制度なし
標茶町職	○	○		有給	時間		○	非正規は無給
鶴居村職	○	○		無給	時間	○		
白糠町職	○	○			分			

単組名	⑫介護時間(2017年1月改正育児・介護休業法にて新設)							
	取得可能期間			有給・無休	取得単位	正規・非正規ともに(条件が)		
	有・無	国家公務員と同じ(連続する3年の期間内、1日につき2時間を超えない範囲)	独自で設定(具体的に)			同じ	違う	具体的に
根室市職	○	○		無給	時間			
別海町職	○	○		無給	30分	○		
中標津町労連	○	○		無給	分	○		
標津町職	○	○	1日につき2時間を超えない範囲	有給	30分		○	非正規は無給
羅臼町職労	○	○			時間		○	非正規は無給
○有給	171	168		26		69	43	

単組名	⑬介護休暇の期間について									
	取得可能期間				取得単位	取得対象者	復職時の 給与調整	正規・非正規ともに(条件が)		
	3ヶ月 (労基法 どおり)	6か月 (国と同 じ)	その他(具 合的に)	分割取得 の可否				同じ	違う	具体的に
<参考> 国家公務員		○		○	時間・1日(始業又は終業までの連続した4時間の範囲内)	①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他 ③、同居の父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子	3/3		○	通算93日以内(3回まで分割可) (2022.4.1～在職1年以上の要件廃止)
全道庁労連		○		○	分	③	3/3		○	通算して93日を超えない範囲
札幌市職連		○		○	時間(15分単位で4時間15分以内)・1日	②	無		○	引き続き任用された期間が1年以上。通算して93日を超えない範囲
札幌市労		○		○	時間(15分単位で4時間15分以内)・1日	③	無			
札幌病職労		○		○	時間・1日	③	無		○	通算して93日を超えない範囲
市町村共済労組		○		○	時間・1日	②	無		○	育児・介護休業法による通算3カ月
都市共済労組			通算して93日の範囲	3回まで可	1日	②	3/3			
国保連労組			年間180日以内で必要とする期間		時間	②	1/2		○	
北学労		○		○	15分・時間・1日	②	勤務実績に応じて			
企業局労組		○		○	時間	②	無			
札幌市交通労組		○		○	時間(15分単位で4時間15分を超えない)・1日	③	無			
医療生協労組	○				時間	③	無			
江別市職労		○			時間・1日	②	1/2	○		
千歳市職労		○		○	時間・1日	②	無	○		
恵庭市職労		○		○	時間・1日	①	3/3以内			
石狩市職労		○		○	時間(時間単位の場合は1日4時間以内)・1日	③④(同居する事実上の父母または子)	1/2	○		
北広島市職労		○		○	時間・1日	③	1/2	○		
当別町職		○		○	時間・1日	①の同居のみ	1/2		○	無給

単組名	⑬介護休暇の期間について									
	取得可能期間				取得単位	取得対象者 ①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	復職時の 給与調整	正規・非正規ともに(条件が)		
	3ヶ月 (労基法 どおり)	6か月 (国と同 じ)	その他(具的に)	分割取得 の可否				同じ	違う	具体的に
新篠津村職		○		○	時間・1日	②の同居のみ	1/2		○	なし
俱知安町職		○		○	時間	①	無		○	非正規は無給の特別休暇
蘭越町職		○			時間	②	1/2		○	正規のみ
二セコ町職		○		○	時間・1日	②	1/2		○	93日
喜茂別町職		○			時間	①	無	○		
真狩村職		○		○	時間・1日	②	無	○		
京極町職		○		○	時間・1日	②	無	○		
留寿都村職		○			時間	③	無		○	非正規 規定なし
小樽市職労		○		○	時間・1日	③	100/100			
小樽市立病院労組		○		○	時間・1日	③	3/3			
余市町職		○		○	時間	②同居の事実上父母および事実上子と同様のもの	1/2			
仁木町職		○		○	時間・1日	②	無			
古平町職		○		○	時間	①	無			
赤井川村職		○		○	時間	②	無			
積丹町職			2週間以上		時間・1日	①	規定なし			
島牧村職		○		○	時間	②	1/2			
寿都町職		○		○	時間	①	無		○	非正規は93日
黒松内町職		○		○	時間	②	1/2			
岩内町職		○		○	時間・半日・1日	②	3/3		○	(4)⇒対象外
神恵内村職		○		○	時間	②	無			
共和町職		○		○	時間	②	無			
泊村職					1日	①	無			
共和町社協ユニオン	○				時間	②	1/2			

単組名	⑬介護休暇の期間について									
	取得可能期間				取得単位	取得対象者 ①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	復職時の 給与調整	正規・非正規ともに(条件が)		
	3ヶ月 (労基法 どおり)	6か月 (国と同 じ)	その他(具 合的に)	分割取得 の可否				同じ	違う	具体的に
旭川市職労		○		○	時間・半日・1日	②	100/100以下		○	無給
富良野市労連		○		○	時間・1日	②	3/3		○	非正規制度なし
鷹栖町職		○		○	時間・1日	①	無		○	1年度につき5日の範囲内の期間。また、 介護が長期にわたり継続する場合には連 続する93日の範囲内の期間
当麻町職		○		×	時間・1日	②	無		○	勤務形態により取得対象者が限定されて いる
比布町職		○		○	時間	②	無		○	勤務形態により取得対象者が限定されて いる、93日
愛別町職		○		○	時間	②	無		○	会計年度任用職員は無給
上川町職労		○		○	時間	②	1/2		○	非正規は制度なし
東神楽町職		○		○	時間・1日	②	1/2		○	1の年度において5日
東川町職		○		○	時間・1日	②	無		○	正規職員のみ
美瑛町職		○			時間・1日	②	無			
上富良野町職		○		○	時間・1日	②	無		○	非正規職員は無給
南富良野町職		○			時間・1日	②	無	○		
占冠村職		○		○	時間・1日	②	不明			
士別市労連		○		○	時間・1日	②	無	○		
名寄市労連		○			時間	②	1/2			
和寒町職労		○		○	時間・1日	③	無		○	通算93日以内(3回まで分割可)
剣淵町職労		○		○	時間	②	無		○	通算93日以内(3回まで分割可)
下川町職労		○		○	時間	②	無		○	通算93日以内(3回まで分割可)
美深町職労		○		○	時間	②	無			
音威子府村職		○		○	時間	①	無			
中川町職労		○		○	時間	②	無	○		1年間の勤務日が121日以上在籍期間1年 以上あるもの可
東神楽社協職組			通算93日		1日	②	無			

単組名	⑬介護休暇の期間について									
	取得可能期間				取得単位	取得対象者 ①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	復職時の 給与調整	正規・非正規ともに(条件が)		
	3ヶ月 (労基法 どおり)	6か月 (国と同 じ)	その他(具的に)	分割取得 の可否				同じ	違う	具体的に
留萌市労連		○		○	時間	③	1/2			
増毛町職		○		○	時間・1日	④同居問わず祖父母、兄弟姉妹に加え、同居に限り 父母、配偶者、配偶者の父母、子	無		○	
小平町職		○		○	時間	②	無			
苫前町職		○		○	時間	②	1/2		○	非正規は無給
羽幌町職		○		○	時間	②①	3/3		○	
初山別村職		○		○	1日	②	1/2			
遠別町職		○		○	時間・1日	②	無		○	
天塩町職		○		○	時間・1日	①	1/2		○	93日を越えない範囲内、非正規職員は無給
稚内市労連		○		○	時間・1日	③	1/2		○	
猿払村職	○			○	時間・1日	③	無		○	
浜頓別町職		○		×	時間・1日	③	無		○	93日以内
中頓別町職		○		○	1日	②	無			
枝幸町職		○		○	時間	①	無		○	
豊富町職		○		○					○	
函館市職労		○		○	時間(4時間以 内)・半日・1日	④配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉 妹、孫、同居する父母の配偶者、配偶者の父母の配 偶者、子の配偶者、配偶者の子	3/3以下		○	
函館病院労組		○		○	時間(4時間以 内)・半日・1日	①③	1/2			
函館市交通		○		○	時間・半日・1日	②	無			
函館公サ労	○				時間・1日	③	無			
松前町職		○		○	時間・1日	①	無			
松前なでん荘職	○			○	1日	①	無		○	
福島町職労		○		○	時間	②	減額		○	無給
知内町職		○		○	時間	②	無		○	無給

単組名	⑬介護休暇の期間について									
	取得可能期間				取得単位	取得対象者 ①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	復職時の 給与調整	正規・非正規ともに(条件が)		
	3ヶ月 (労基法 どおり)	6か月 (国と同 じ)	その他(具 合的に)	分割取得 の可否				同じ	違う	具体的に
三笠市職労		○		○	時間	②	1/2			
岩見沢市職		○		○	1日	②	1/2			
岩見沢病職		○		○	時間・1日	②	1/2			
夕張市職労										
沼田町職		○		○	時間・1日	③	無	○		
妹背牛町職		○		○	時間・1日	②	無	○		
北竜町職労		○		○	時間	②	無			
雨竜町職労		○		○	時間・1日	④配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母等(同居のみ)	1/2		○	非正規職員は93日以内
上砂川町職労			1つの要介護ごとに3回以下、かつ6月以下		時間・1日	②	1/2			
奈井江町職労		○		○	時間・1日	④(同居の祖父母、兄弟姉妹、配偶者、配偶者の父母)	1/2			
月形町職労		○		○	時間・1日	②	無	○		
栗山町職労		○		○	時間	②	無	○		
南幌町職労		○		○	時間	②	3/3	○		
苫小牧市職労		○		○	時間・1日	③に加え子の配偶者・子	1/2		○	会計年度任用職員は通算して93日を超えない範囲
登別市職労		○		○	時間	③	無	○		
室蘭市職労		○		○	時間	②	無		○	無給、93日
伊達市労連		○		○	時間	②	無		○	通算93日、無給
洞爺湖町労連		○		○	時間	①	1/2		○	無給、93日
白老町職労		○		○	時間	②	無			
安平町職		○		○	時間	②	1/2		○	非正規職員は無給、93日
厚真町職		○		○	時間	①	無			
むかわ町職		○		○	時間・1日	①③	1/2			

単組名	⑬介護休暇の期間について									
	取得可能期間				取得単位	取得対象者 ①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	復職時の 給与調整	正規・非正規ともに(条件が)		
	3ヶ月 (労基法 どおり)	6か月 (国と同 じ)	その他(具 合的に)	分割取得 の可否				同じ	違う	具体的に
日高町職		○		○3回を限度	時間	②	1/2		○	非正規は3か月
平取町職労		○		○	時間	②	無	○		
新ひだか町職		○		○	時間	②	1/2	○		
浦河町職労		○		○	時間	②	1/2	○		
様似町職		○		○	時間	②	1/2	○		
えりも町職		○		○	時間・1日	③	無		○	3か月
網走市労連		○		○	時間・1日	③に加え、同居に限り「職員又は配偶者との間において、事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長が定めるもの	1/2	○		
斜里町労連		○		○	時間・1日	①	無		○	93日
清里町職		○		○	時間・1日	③に加え、同居の父母の配偶者、配偶者の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	無		○	非正規は93日以内
小清水町職		○		○	時間	③	無		○	会計年度任用職員は無給休暇
大空町職		○		○	時間・1日	同居の①、②に加え、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、配偶者の子、子の配偶者	無			
美幌町職		○		○	時間	③(孫は父母のいずれもが死亡している者に限る。)	無		○	取得可能期間が、非正規は93日
津別町職		○		○	時間	①	1/2		○	
北見市労連		○		○	時間・1日	②	無			
訓子府町職		○		○	時間	③	3/3			
置戸町職		○		○	時間	③	無			
佐呂間町職		○		○	時間・1日	②	1/2			
遠軽町労連		○		○	時間	③に加え、同居の父母の配偶者、配偶者の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	無		○	93日
紋別市労連		○		○	時間	②	無			
滝上町職		○		○	時間	①	無			
興部町職		○		○	時間・1日	③に加え、同居の事実上の父母及び子	1/2		○	1年度に内に5日、2人以上の場合は10日

単組名	⑬介護休暇の期間について									
	取得可能期間				取得単位	取得対象者 ①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	復職時の 給与調整	正規・非正規ともに(条件が)		
	3ヶ月 (労基法 どおり)	6か月 (国と同 じ)	その他(具 合的に)	分割取得 の可否				同じ	違う	具体的に
西興部村職										
雄武町職		○		○	時間	①	無			
広域紋別病院労組		○		○	時間・1日	②	1/2			
帯広市労連		○		○	時間・1日	①③④	3/3	○		
新得町職		○		○	時間・1日	③	無		○	3ヶ月の期間、分割取得なし
鹿追町職		○		○	時間・1日	②	無		○	会計年度任用職員は無し
清水町職	○			○	時間・1日	③	無			
芽室町職		○			1日	③	無		○	制度なし
池田町職		○		○	時間	②	無		○	制度なし
豊頃町職		○		○	時間	②	1/2	○		2号職員のみ同じ
浦幌町職		○		○	1日	①	無	○		
幕別町職		○		○	時間・1日	③	1/2		○	無給で通算93日以内
上士幌町職		○		○	時間	①	無			
士幌町職		○		○	時間・1日	②孫の記載なし	無		○	非正規は無給で通算93日
音更町職		○		○	時間・1日	③	無			
中札内村職		○		○	時間	②	無	○		
更別村職		○		○	時間・1日	③	無		○	無給で通算93日
広尾町職		○		○	時間・1日	②孫の記載なし	無			
大樹町職		○		○	時間・1日	②	1/2			
陸別町職		○		○	時間	③	無		○	1年に5日
足寄町職労		○		○	時間	②	1/2	○		
本別町職		○		○	時間	③	無	○		

単組名	⑬介護休暇の期間について									
	取得可能期間				取得単位	取得対象者 ①配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居問わず) ②①に加え、同居の祖父母、兄弟姉妹、孫など ③①に加え、同居問わず祖父母、兄弟姉妹、孫など ④その他	復職時の 給与調整	正規・非正規ともに(条件が)		
	3ヶ月 (労基法 どおり)	6か月 (国と同 じ)	その他(具 合的に)	分割取得 の可否				同じ	違う	具体的に
釧路市ユニオン		○		○	時間・1日	②	1/2		○	通算93日以内
釧路町職		○		○	時間・1日	①の同居のみに加え、②の同居のみ	無		○	正規は減額⇒会計年度は無給
厚岸町職		○		○	15分・1時間・1日	②	無	○		
浜中町職		○		○	時間・1日	②	無		○	制度なし
標茶町職		○		○	時間・1日	②	1/2		○	非正規は93日
鶴居村職		○		○	1日	②	無	○		
白糠町職		○		○	時間	①	1/2			
根室市職		○		×	時間	②	1/2	○		
別海町職		○		○	時間	③	無	○		
中標津町労連		○		○	時間・1日	②	1/2	○		
標津町職		○		○	3回まで、時間(4時間以内)・1日	②	無		○	93日
羅臼町職労		○		○	時間	②	1/2		○	93日
○	6	167		156				41	71	

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑭配偶者出産休暇、⑮男性職員の育児参加休暇、⑯早出遅出勤務制度

単組名	⑭配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入退院の付添等を行う男性職員の特別休暇)				⑮男性職員の育児参加休暇(配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇)				⑯育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度						
	取得可能日数	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	対象となる養育する子の年齢	正規・非正規ともに(条件が)			制度 有無	取得対象範囲		正規・非正規ともに(条件が)		
		同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		①小学校入学前の子を養育する職員 ②学童保育施設等に託児している小学生の子を迎えに行く職員 ③介護が必要な親族を介護する職員 ④その他	同じ	違う	具体的に	
<参考>国家公務員	2日	○			5日	出産に係る子や小学校就学始期までの子	○			○	①②③		○		
全道庁労連	3日		○	会計年度任用職員は2日	5日	小学校始期		○	会計年度任用職員は制度なし	○	①②③				
札幌市職連	3日		○	会計年度任用職員は制度なし	5日	小学校就学始期まで		○	会計年度任用職員は制度なし	×	-				
札幌市労	3日				5日	産前産後休暇と同じ期間				×	-				
札幌病職労	3日		○	なし	5日	小学校始期		○	なし	×	-				
市町村共済労組	3日		○	なし	5日	小学校始期		○	なし	○	①②③			○	なし
都市共済労組	5日				5日	小学校始期				×	-				
国保連労組	3日		○		無	-				×	-				
北学労	3日				5日	産前産後休暇と同じ期間				○	①②③				
企業局労組	3日				5日	小学校始期				○	②③				
札幌市交通労組	3日				5日	小学校始期				○	令和3年4月から制度化された「時差出勤」が相当するかと思います。				
医療生協労組	3日				5日	小学校始期				×	-				
江別市職労	3日	○		会計年度任用職員は2日間	5日	小学校始期	○		第2子以降の場合であって、当該出産に係る子の他に未就学児を養育する場合	×	-				
千歳市職労	2日		○	取得不可能	5日	小学校始期		○	取得不可能	×	-				
恵庭市職労	3日				5日	小学校始期				○	①				
石狩市職労	3日		○	会計年度任用職員は対象外	5日	小学校始期		○	会計年度任用職員は対象外	○	①②③		○		
北広島市職労	3日		○	なし	5日	小学校始期		○	なし	○	①②③				
当別町職	2日以内		○	なし	5日	小学校始期		○	なし	×	-				
新篠津村職	2日		○	なし	無	-				×	-				

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑭配偶者出産休暇、⑮男性職員の育児参加休暇、⑯早出遅出勤務

単組名	⑭配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入退院の付添等を行う男性職員の特別休暇)				⑮男性職員の育児参加休暇(配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇)				⑯育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度						
	取得可能日数	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	対象となる養育する子の年齢	正規・非正規ともに(条件が)			制度 有無	取得対象範囲		正規・非正規ともに(条件が)		
		同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に		
倶知安町職	2日	○			5日	小学校就学の始期に達するまで	○			○	①②③		○	非正規は制度無し	
蘭越町職	3日		○	正規のみ	3日			○	正規のみ	○	①②		○	正規のみ	
二セコ町職	3日		○	なし	無	-		○	なし	○	①③				
喜茂別町職	3日	○			5日		○			×	-				
真狩村職	3日	○			無	-	○			○	①				
京極町職	3日	○			5日	小学校始期	○			○	①②③		○		
留寿都村職	3日		○	非正規なし	5日	小学校始期		○	非正規なし	○	①				
小樽市職労	5日				無	-				×	-				
小樽市立病院労組	5日				無	-				×	-				
余市町職	5日				5日	小学校始期				○	①②③				
仁木町職	2日				5日	小学校始期				○	①③				
古平町職	5日				5日	小学校始期				×	-				
赤井川村職	3日				5日	小学校始期				○	①				
積丹町職	3日				5日	小学校始期				○	①②③				
島牧村職	3日				5日	小学校始期				○	①②				
寿都町職	5日		○	非正規にはなし	5日	小学校始期		○	非正規にはなし	○	①③				
黒松内町職	3日				5日	小学校始期				○	①③				
岩内町職	2日		○	制度なし	5日	小学校始期		○	制度なし	×	-				
神恵内村職	3日				無	-				×	-				
共和町職	3日				無	-				×	-				
泊村職	1日				無	-				×	-				
共和町社協ユニオン	3日				無	-				×	-				

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑭配偶者出産休暇、⑮男性職員の育児参加休暇、⑯早出遅出勤務制度

単組名	⑭配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入退院の付添等を行う男性職員の特別休暇)				⑮男性職員の育児参加休暇(配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇)				⑯育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度						
	取得可能日数	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	対象となる養育する子の年齢	正規・非正規ともに(条件が)			制度 有無	取得対象範囲		正規・非正規ともに(条件が)		
		同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に		
旭川市職労	2日		○	制度がない	5日	小学校始期		○	制度がない	×	-				
富良野市労連	3日(第2子より7日以内)		○	非正規制度なし	5日	小学校始期		○	非正規制度なし	×	-				
鷹栖町職	3日	○			5日	小学校始期	○			○	①②③				
当麻町職	2日		○	正規職員にしか適用がない	5日	小学校始期		○	正規職員にしか適用がない	○	①③				
比布町職	3日		○	正規職員にしか適用がない	5日	小学校始期		○	正規職員にしか適用がない	○	①②③		○	正規職員にしか適用がない	
愛別町職	3日		○	規定なし	5日	小学校始期		○	規定なし	○	①		○		
上川町職労	3日		○	非正規はなし	5日	小学校始期		○	非正規はなし	○	①②③		○	非正規はなし	
東神楽町職	3日		○	規定なし	5日	小学校始期		○	規定なし	○	①				
東川町職	5日		○	正規職員のみ	5日	小学校始期		○	正規職員のみ	○	①③				
美瑛町職	3日		○	認められていない	5日	小学校始期		○	認められていない	○	①②③				
上富良野町職	3日		○	正規職員のみ適用	5日	小学校始期		○	正規職員のみ適用	○	①②③		○		
南富良野町職	3日		○	配偶者出産休暇2日	5日	小学生以下		○	配偶者出産休暇2日	○	①				
占冠村職	3日(第2子より7日)		○	なし	3日(第2子~7日)	出産後21週		○	なし	○	①③				
士別市労連	3日		○	非正規制度なし	5日	小学校始期				×	-				
名寄市労連	3日		○	非正規制度なし	5日	小学校始期		○	非正規制度なし	○	①②③				
和寒町職労	3日		○	制度なし	5日	小学校始期		○	制度なし	○	①②③				
剣淵町職労	3日		○	制度なし	5日	小学校始期		○	制度なし	○	①		○	制度なし	
下川町職労	3日				5日	小学校始期				○	①③				
美深町職労	3日		○	非正規制度なし	5日	小学校始期		○	非正規制度なし	○	①②③				
音威子府村職	5日				5日	小学校始期				○	①③				
中川町職労	3日				5日	小学校始期				○	①③				

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑭配偶者出産休暇、⑮男性職員の育児参加休暇、⑯早出遅出勤務

単組名	⑭配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入退院の付添等を行う男性職員の特別休暇)				⑮男性職員の育児参加休暇(配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇)				⑯育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度						
	取得可能日数	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	対象となる養育する子の年齢	正規・非正規ともに(条件が)			制度 有無	取得対象範囲		正規・非正規ともに(条件が)		
		同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に		
東神楽社協職組	3日				5日	小学校始期				×	-				
留萌市労連	3日				5日	小学校始期				○	①③				
増毛町職	2日	○			無	-	○			×	-		○		
小平町職	3日				無	-				○	①②③				
苫前町職	2日		○	非正規は制度無し	5日	小学校始期		○	非正規は制度無し	○	①②③		○		
羽幌町職	2日	○			5日	小学校始期	○			×	-				
初山別村職	3日				5日	小学校始期				○	①②③				
遠別町職	2日		○	正規職員にしか適用がない	5日	小学校始期		○	正規職員にしか適用がない	○	①③		○	正規職員にしか適用がない	
天塩町職	2日		○	非正規はなし	5日	小学校始期				○	①⑤		○	正規職員のみ	
稚内市労連	3日		○	非正規はなし	5日	小学校始期		○	非正規はなし	×	-				
猿払村職	3日		○	正規職員のみ対象	無	-		○	正規職員のみ対象	○	①③				
浜頓別町職	3日		○	正規職員にしか適用がない	無	-		○	正規職員にしか適用がない	○	①③				
中頓別町職	3日				無	-				○	①③		○		
枝幸町職	3日		○	会計年度は2日	3日	-		○		○	①		○	休暇無	
豊富町職	3日		○		無	-		○		○	①③				
函館市職労	3日	○			5日	小学校始期	○			○	①②③				
函館病院労組	3日				5日	小学校始期				○	①②③				
函館市交通	3日		○		5日	小学校始期		○		試行中	①②③				
函館公サ労	無				無	-				×	-				
松前町職	3日				5日	小学校始期				×	-				
松前なでん荘職	2日	○			5日	小学校始期	○			×	-				

単組名	⑭配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入院の付添等を行う男性職員の特別休暇)				⑮男性職員の育児参加休暇(配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇)			⑯育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度							
	取得可能日数	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	対象となる養育する子の年齢	正規・非正規ともに(条件が)			制度 有無	取得対象範囲		正規・非正規ともに(条件が)		
		同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に		
福島町職労	2日		○	制度なし	5日	小学校始期		○	制度なし	×	-				
知内町職	2日		○	制度なし	5日	小学校始期		○	制度なし	×	-				
木古内町職労	2日		○	正規職員にしか適用がない	5日	小学校始期		○	正規職員にしか適用がない	×	-				
北斗市職労	2日		○	正規職員にしか適用がない	5日	小学校始期		○	正規職員にしか適用がない	○	①③				
七飯町労連	2日		○	非正規は無給	5日	小学校始期		○	非正規は無給	○	①②③				
鹿部町職	2日				5日	小学校始期				○	①				
森町職	3日		○	非正規には制度なし	5日	小学校始期		○	非正規には制度なし	○	①③				
八雲町職労	3日		○	非正規はなし	5日	小学校始期		○	非正規はなし	○	①③				
長万部町職労	2日		○	正規のみ	5日	小学校始期		○	正規のみ	×	-				
今金町職	3日	○			5日	小学校始期	○			○	①③	○			
せたな町職	2日		○	なし	5日	小学校始期		○	なし	○	①				
江差町職労	3日				5日	小学校始期				○	①③				
上ノ国町職	2日	○			5日	小学校始期	○			○	①②③		○	非正規は制度なし	
厚沢部町職	2日		○	会計年度任用職員は無給	5日	小学校始期		○	会計年度任用職員は無給	○	①				
乙部町職	2日				5日	小学校始期				○	①				
奥尻町職	2日				5日	小学校始期				○	①④				
深川市職労	3日		○	正規職員にしか適用がない	5日	小学校始期		○	正規職員にしか適用がない	×	-				
滝川市職労	3日		○	該当がなし	5日	小学校始期		○	該当がなし	×	-				
赤平市職労	3日				5日	小学校始期				○	①②③				
芦別市職労	3日				5日	小学校始期				○	①②③				
歌志内市職労	2日				5日	小学校始期				×	-				
砂川市労連	3日		○	非正規職員については適用されていない	5日	小学校始期		○	非正規職員については適用されていない	×	-				

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑭配偶者出産休暇、⑮男性職員の育児参加休暇、⑯早出遅出勤務制度

単組名	⑭配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入退院の付添等を行う男性職員の特別休暇)				⑮男性職員の育児参加休暇(配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇)				⑯育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度					
	取得可能日数	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	対象となる養育する子の年齢	正規・非正規ともに(条件が)			制度 有無	取得対象範囲		正規・非正規ともに(条件が)	
		同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に	
美唄市職労														
三笠市職労	3日				無	-				×	-			
岩見沢市職	3日				無	-				×	-			
岩見沢病職	3日				無	-				×	-			
夕張市職労														
沼田町職	3日		○		5日	小学校始期	○			○	①		○	
妹背牛町職	3日		○	取得可能日数2日	5日	小学校就学始期	○			×	-		○	制度なし
北竜町職労	3日				5日	小学校始期				×	-			
雨竜町職労	3日		○	非正規には制度なし	5日	小学校始期		○	非正規には制度なし	○	①③		○	非正規には制度なし
上砂川町職労	2日				5日	小学校始期				×	-			
奈井江町職労	3日				5日	小学校始期				○	①③			
月形町職労	2日	○			無	-	○			×	-		○	
栗山町職労	2日		○	育児参加のための休暇について会計年度職員にはなし	5日	小学校始期		○	会計年度職員にはなし	×	-			
南幌町職労	2日	○			5日	小学校始期	○			×	-		○	
苫小牧市職労	2日		○	会計年度任用職員は制度なし	5日	小学校始期		○	会計年度任用職員は制度なし	×	-			
登別市職労	3日	○			5日	小学校始期	○			×	-			
室蘭市職労	5日	○			5日	小学校始期	○			×	-			
伊達市労連	3日		○	無給	5日	小学校始期		○	無給	○	①②③		○	無給
洞爺湖町労連	2日		○	非正規なし	5日	小学校始期		○	非正規なし	×	-			
白老町職労	2日				5日	小学校始期				○	①②③			
安平町職	2日	○			5日	小学校始期	○			○	①②③④		○	正規職員にしか適用がない

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑭配偶者出産休暇、⑮男性職員の育児参加休暇、⑯早出遅出勤務制度

単組名	⑭配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入退院の付添等を行う男性職員の特別休暇)				⑮男性職員の育児参加休暇(配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇)				⑯育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度						
	取得可能日数	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	対象となる養育する子の年齢	正規・非正規ともに(条件が)			制度 有無	取得対象範囲		正規・非正規ともに(条件が)		
		同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		①小学校入学前の子を養育する職員 ②学童保育施設等に託児している小学生の子を迎えに行く職員 ③介護が必要な親族を介護する職員 ④その他	同じ	違う	具体的に	
厚真町職	3日				無	-				×	-				
むかわ町職	2日		○	非正規職員はなし	5日	小学校始期		○	なし	×	-				
日高町職	3日		○	会計年度任用職員は2日	5日	小学校始期		○		○	①②③		○	制度無し	
平取町職	3日		○	配偶者出産は無給、育児参加休暇なし	5日	小学校始期		○	配偶者出産は無給、育児参加休暇なし	○	①③				
新ひだか町職	2日	○			無	-		○		×	-				
浦河町職	3日	○			5日	小学校始期		○		○	①④		○	なし	
様似町職	3日		○	無し	5日	小学校始期		○	無し	○	①②③				
えりも町職	3日		○	なし	5日	小学校始期		○	なし	○	①③		○		
網走市労連	第1子5日以内、第2子以降7日以内		○	非正規にはこの休暇制度はない。	5日	小学校始期		○	非正規にはこの休暇制度はない。	×	-				
斜里町労連	3日		○	配偶者出産休暇制度なし	無	-		○	配偶者出産休暇制度なし	×	-				
清里町職	3日		○	非正規は制度無し(R4.1より2日以内での制度化予定)	5日	小学校始期		○	非正規は制度無し(R4.1より制度化予定)	×	-				
小清水町職	3日		○	会計年度任用職員は取得出来ない	5日	小学校始期		○	会計年度任用職員は取得出来ない	○	①②③		○	会計年度任用職員は取得出来ない	
大空町職	3日				5日	小学校始期				○	①③				
美幌町職	3日	○			5日	小学校始期		○		○	①③		○	非正規は制度なし	
津別町職	3日	○			5日	小学校始期		○		①	①②③				
北見市労連	4日				5日	小学校始期				○	①②③				
訓子府町職	2日				無	-				○	①				
置戸町職	3日				5日	小学校始期				○	①				
佐呂間町職	2日				5日	小学校始期				○	①③				
遠軽町労連	2日以内		○	無給 配偶者出産休暇がない	5日以内	小学校始期		○	無給 配偶者出産休暇がない	○	①②③				

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑭配偶者出産休暇、⑮男性職員の育児参加休暇、⑯早出遅出勤務

単組名	⑭配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入退院の付添等を行う男性職員の特別休暇)				⑮男性職員の育児参加休暇(配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇)				⑯育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度						
	取得可能日数	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	対象となる養育する子の年齢	正規・非正規ともに(条件が)			制度 有無	取得対象範囲		正規・非正規ともに(条件が)		
		同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に		
紋別市労連	3日				無	-				×	-				
滝上町職	3日				5日	小学校始期				○	①③				
興部町職	2日		○	非正規制度なし	5日	小学校始期		○	非正規制度なし	○	①③				
西興部村職															
雄武町職	2日				5日	小学校始期				×	-				
広域紋別病院労組	2日				5日	小学校始期				×	-				
帯広市労連	7日		○	制度なし	無	-		○	制度なし	○	①③④				
新得町職	8日	○			5日	小学校始期	○			×	-				
鹿追町職	3日	○			5日	小学校始期	○			○	①④		○	会計年度任用職員は無し	
清水町職	3日		○	非正規:無給	5日	小学校始期		○	非正規:無給	○	①		○	非正規:制度なし	
芽室町職	3日	○			無	-		○	非正規:制度なし	○	①③				
池田町職	3日	○			5日	小学校始期		○	制度なし	×	-				
豊頃町職	3日	○		2号職員のみ同じ	5日	小学校始期	○		2号職員のみ同じ	×	-				
浦幌町職	2日	○			5日	小学校始期	○			○	①		○		
幕別町職	3日		○	適用除外	5日	小学校始期		○	適用除外	○	①②③		○	無給	
上士幌町職	3日				5日	小学校始期				○	①②③				
士幌町職	3日		○	会計年度職員には配偶者出産休暇がない	無	-		○	会計年度職員には配偶者出産休暇がない	○	①③				
音更町職	3日				5日	小学校始期				○	①②③				
中札内村職	3日	○			5日以内	小学校始期	○			×	④特に認めるとき				
更別村職	3日		○	制度なし	5日	小学校始期		○	制度なし	×	-				

2022自治労北海道本部女性部 組織・権利実態調査一覧表(権利) ⑭配偶者出産休暇、⑮男性職員の育児参加休暇、⑯早出遅出勤務制度

単組名	⑭配偶者出産休暇(妻の出産に伴う入退院の付添等を行う男性職員の特別休暇)				⑮男性職員の育児参加休暇(配偶者出産時の子の養育にかかる男性職員の特別休暇)				⑯育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度						
	取得可能日数	正規・非正規ともに(条件が)			取得可能日数	対象となる養育する子の年齢	正規・非正規ともに(条件が)			制度 有無	取得対象範囲		正規・非正規ともに(条件が)		
		同じ	違う	具体的に			同じ	違う	具体的に		①小学校入学前の子を養育する職員 ②学童保育施設等に託児している小学生の子を迎えに行く職員 ③介護が必要な親族を介護する職員 ④その他	同じ	違う	具体的に	
広尾町職	一子3日、二子以降7日				5日	小学校始期				○	①②				
大樹町職	3日				5日	小学校始期				○	①②③				
陸別町職	3日		○	配偶者出産休暇の制度なし	無	-		○	配偶者出産休暇の制度なし	×	-				
足寄町職労	3日		○	非正規:配偶者出産休暇の制度なし	5日	小学校始期		○	非正規:配偶者出産休暇の制度なし	×	-				
本別町職	3日		○	制度なし	5日	小学校始期		○	制度なし	×	-	○			
釧路市ユニオン	5日		○	2日(2022.1.1から)	5日	小学校始期	○		2022.1.1から	×	-				
釧路町職	3日		○	当該休暇なし	5日	小学校始期		○	当該休暇なし	○	①		○	該当なし	
厚岸町職	3日		○	制度なし	5日	小学校始期		○	制度なし	○	②③	○			
浜中町職	3日		○	制度なし	5日	小学校始期		○	制度なし	×	-	○			
標茶町職	3日		○	非正規は制度無し	5日	小学校始期		○	非正規は制度無し	×	-				
鶴居村職	3日				5日	小学校始期				×	-				
白糠町職	2日				5日	小学校始期				○	①				
根室市職	3日		○	当該休暇なし	5日	小学校始期		○	当該休暇なし	×	-				
別海町職	3日	○		2022.1.1から非正規も同じ条件	5日	小学校就学始期まで	○		2022.1.1から非正規も同じ条件	○	①③		○	制度なし	
中標津町労連	3日	○			無	-				○	①②③		○	非正規は無し	
標津町職	3日		○	非正規は無し	5日			○	非正規は無し	×	-				
羅臼町職労	3日		○	非正規は無し	無	-		○	非正規は無し	○	①③		○	非正規は無し	
○		30	87				32	80		104		15	25		

2日	45	0
3日	118	3
4日	1	0
5日	11	144
7日	5	1

単組名	⑰生理休暇※特別休暇						⑱更年期に関する休暇						⑲通称使用について				
	取得可能日数 ①3日以内 ②2日以内 ③制度なし ④病休扱い ⑤その他	取得単位	取得要件 ①生理のみ ②その他も 取得可(具 体的に)	生理休暇以外の 場合の休暇名称	正規・非正規ともに(条件が)			有・無			正規・非正規ともに(条件が)			可否	正規・非正規ともに(条件が)		
					同じ	違う	具体的に	有	無	具体的に	同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に
<参考> 国家公務員	④	病気休暇に準ずる				○	無給、必要と認められる期間		○			○		○	○		各機関の対応による
全道庁労連	①	③時間取得可能だが残日数は1日減	①			○	会計年度任用職員は無給		○			○		○	○		
札幌市職連	②	半日・1日	①			○	取得単位は1日のみ		○					○	○		
札幌市労	②	半日・1日															
札幌病職労	②	半日・1日			○				○			○		○	○		
市町村共済労組	⑤必要期間	時間	①		○				○			○			○	なし	
都市共済労組	②	1日							②					○			
国保連労組	①	時間				○	なし		○					○	○		
北学労	②	半日・1日	①						○								
企業局労組	①	時間															
札幌市交通労組	②	半日・1日	①		○				○					○			
医療生協労組	②	1日															
江別市職労	①	1日	①		○				○					○	○		
千歳市職労	⑤必要期間	時間	①		○				○			○		○	○		
恵庭市職労	①	時間	①						○								
石狩市職労	②	時間・1日	①		○				○					○		○	臨時的に任用される職員又は非常勤職員を除く
北広島市職労	①	1日	①		○				○					○	○		
当別町職	②	1日	①		○				○					○	○		
新篠津村職	④	時間				○	なし		○					○			

単組名	⑰生理休暇※特別休暇						⑱更年期に関する休暇						⑲通称使用について					
	取得可能日数 ①3日以内 ②2日以内 ③制度なし ④病休扱い ⑤その他	取得単位	取得要件 ①生理のみ ②その他も 取得可(具 体的に)	生理休暇以外の 場合の休暇名称	正規・非正規ともに(条件が)			有・無			正規・非正規ともに(条件が)			可否	正規・非正規ともに(条件が)			
					同じ	違う	具体的に	有	無	具体的に	同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に	
共和町社協ユニオン	②	時間																
旭川市職労	①	時間	①		○			○						○	○			
富良野市労連	①	時間	①			○	1週間の勤務時間が 30時間以上で6月 以上の任用期間の 者は病気休暇に含 み有給、要件を満た さない場合は無給		○			○		旧姓使 用が認 められ ている		○	非正規は認め られていない	
鷹栖町職	②	1日	①	特別休暇	○				○					×	○			
当麻町職	⑤最小限度	時間	①			○	非正規は無給		○					×				
比布町職	②	1日	①		○				○				明 確な 規定 が ない		○			
愛別町職	②	時間				○	会計年度任用職員 は無給		○			○		旧姓使 用可		○	規定なし	
上川町職労	①	時間	①		○				○			○		×	○			
東神楽町職	①	時間	①	特定病気休暇		○	必要と認められる期 間		○					×				
東川町職	②	1日	①		○				○			○		○	○			
美瑛町職	①	時間	①			○	非正規は無給		○					○	○			
上富良野町職	②	時間	①		○				○					×				
南富良野町職	①	1日			○				○			○		○		○	わからない	
占冠村職	①	時間・1日	①			○	無給		○									
士別市労連	①	時間・分・ 日			○				○					条 例規 定等 では 定め られて いない				
名寄市労連	①	1日	①			○	非正規は無給		○					○	○			

単組名	⑰生理休暇※特別休暇						⑱更年期に関する休暇						⑲通称使用について				
	取得可能日数 ①3日以内 ②2日以内 ③制度なし ④病休扱い ⑤その他	取得単位	取得要件 ①生理のみ ②その他も 取得可(具 体的に)	生理休暇以外の 場合の休暇名称	正規・非正規ともに(条件が)			有・無			正規・非正規ともに(条件が)			可否	正規・非正規ともに(条件が)		
					同じ	違う	具体的に	有	無	具体的に	同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に
和寒町職労	②	1日	①			○	必要と認められる期 間、無給		○					前例が 無いた め今後 確認			
剣淵町職労	②	1日	①			○	無給、必要と認めら れる期間		○	-	-	-	-	×	-	-	-
下川町職労	①	時間				○	非正規は無給、必要 と認められる期間		○								
美深町職労	②	1日							○					○		○	認められていない
音威子府村職	①	1日							○								
中川町職労	②	分			○		無給										
東神楽社協職組	②	時間															
留萌市労連	①	1日							○								
増毛町職	①	1日	①			○			○		○	必要と認めら れる範囲内	×	○			
小平町職	①	1日							○								
苫前町職	④	時間	①	病気休暇	○				○					規定なし			
羽幌町職	①	時間	①		○				○					×			
初山別村職	①	1日							○								
遠別町職	①	1日	①			○	非正規は無給休暇		○		○			×	○		
天塩町職	①	1日				○	非正規は無給		○					×			
稚内市労連	⑤必要とする期 間	1日	①			○	非正規は無給		○					可(通 称=旧 姓の使 用であ れば)			
猿払村職	②	1日	①						○								
浜頓別町職	①	時間	①		○				○		○			×	○		

単組名	⑰生理休暇※特別休暇						⑱更年期に関する休暇						⑲通称使用について					
	取得可能日数 ①3日以内 ②2日以内 ③制度なし ④病休扱い ⑤その他	取得単位	取得要件 ①生理のみ ②その他も 取得可(具 体的に)	生理休暇以外の 場合の休暇名称	正規・非正規ともに(条件が)			有・無			正規・非正規ともに(条件が)			可否	正規・非正規ともに(条件が)			
					同じ	違う	具体的に	有	無	具体的に	同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に	
中頓別町職	①	時間				○				○								
枝幸町職	④	時間	①	病気休暇	○					○					どちら ともい えない	○		
豊富町職	②	時間	①	病気休暇		○				○					×			
函館市職労	②	1日	①		○					○					○	○		
函館病院労組	②	1日								○								
函館市交通	②	1日									○							
函館公サ労	②	時間																
松前町職	②	時間・1日								○								
松前なでん荘職	⑤制限はなし	半日・1日	①	(無給)	○					○					○	○		
福島町職労	④90日	1日	①	病気休暇		○				○								
知内町職	②	時間・1日	①			○				○					×	○		
木古内町職労	④認められた期 間	1日	①	病気休暇		○				○					○	○		
北斗市職労	④3日	時間	①	病気休暇		○				○					×			
七飯町労連	④2日	1日	①	病気休暇		○				○					×			
鹿部町職	②	時間																
森町職	①	1日	①			○				○					×			
八雲町職労	①	1日	①	名称変更要求中		○				○					×	○		
長万部町職労	②	③1日、1 時間又は1 分	①		○					○					×	○		
今金町職	⑤1日	時間	①	該当なし	○					○					×	○		
せたな町職	④90日以内	時間・1日	①	病気休暇		○				○					×			

単組名	⑰生理休暇※特別休暇						⑱更年期に関する休暇						⑲通称使用について				
	取得可能日数 ①3日以内 ②2日以内 ③制度なし ④病休扱い ⑤その他	取得単位	取得要件 ①生理のみ ②その他も 取得可(具 体的に)	生理休暇以外の 場合の休暇名称	正規・非正規ともに(条件が)			有・無			正規・非正規ともに(条件が)			可否	正規・非正規ともに(条件が)		
					同じ	違う	具体的に	有	無	具体的に	同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に
奈井江町職労	①							○						条例規 定等 では 定め られて いない			
月形町職労	③	-			○			○			○			明記な し	○		
栗山町職労	⑤必要と認めら れる期間	時間	①	任命権者がみと める場合生理休 暇	○			○						○	○		
南幌町職労	①	時間	①			○	無給		○					×			
苫小牧市職労	①	時間	①			○	会計年度任用職員 は無給		○					○	○		
登別市職労	④	時間	①		○				○					○	○		
室蘭市職労	①	1日	①			○	無給、必要と認めら れる日数		○					○夫婦 別姓の み		○	なし
伊達市労連	②	1日	①			○	無給		○		○			○	○		
洞爺湖町労連	①	時間	①			○	無給、必要と認めら れる日数		○		○			○	○		
白老町職労	④	1日															
安平町職	①	1日	①			○	非正規は必要と認め られる期間		○		○			×	○		
厚真町職	②	1日															
むかわ町職	①	時間・1日・ ③				○	非正規職員は無給		○					○			
日高町職	①	時間	①		○				○		○			○		○	要綱に定めが ない
平取町職労	④2日	1日	①	病気休暇(その 他の傷 疾疾病)					○					×	○		
新ひだか町職	①	時間	①		○				○					○	○		
浦河町職労	②	1日	①		○				○		○			○	○		
様似町職	④必要最小限度 の期間	分	①	病気休暇	○				○		○						規定等も無く、 事例も無い ため不明

単組名	⑰生理休暇※特別休暇						⑱更年期に関する休暇						⑲通称使用について					
	取得可能日数 ①3日以内 ②2日以内 ③制度なし ④病休扱い ⑤その他	取得単位	取得要件 ①生理のみ ②その他も 取得可(具 体的に)	生理休暇以外の 場合の休暇名称	正規・非正規ともに(条件が)			有・無			正規・非正規ともに(条件が)			可否	正規・非正規ともに(条件が)			
					同じ	違う	具体的に	有	無	具体的に	同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に	
えりも町職	①	時間・1日	①			○	無給		○		○							
網走市労連	⑤請求のあった 期間	1日	①			○	無給		○		○			○	○			
斜里町労連	①	時間	①			○	無給		○					×				
清里町職	②	時間・1日	①			○	非正規は無給		○					×				
小清水町職	①	時間	①		○				○		○			×	○			
大空町職	②	1日																
美幌町職	①	時間	①		○				○		○			×	○			
津別町職	①	時間	①			○	必要と認められる期 間 無給		○					○	○			
北見市労連	②	1日																
訓子府町職	④3日以内	1日							○									
置戸町職	①	時間																
佐呂間町職	④	時間																
遠軽町労連	①	1日	①			○	無給		○					×				
紋別市労連	②	時間																
滝上町職	③	-							○									
興部町職	③	-		制度自体がない		○	無給だが制度あり		○		○			×	○			
西興部村職																		
雄武町職	④	必要最低 限																
広域紋別病院労組	②	時間・1日																
帯広市労連	①	1日	①		○				○					×				
新得町職	①	1日	①			○	1回につき1日		○					○				
鹿追町職	①	時間				○	会計年度任用職員 は無給		○		○			○	○			

単組名	⑰生理休暇※特別休暇						⑱更年期に関する休暇						⑲通称使用について				
	取得可能日数 ①3日以内 ②2日以内 ③制度なし ④病休扱い ⑤その他	取得単位	取得要件 ①生理のみ ②その他も 取得可(具 体的に)	生理休暇以外の 場合の休暇名称	正規・非正規ともに(条件が)			有・無			正規・非正規ともに(条件が)			可否	正規・非正規ともに(条件が)		
					同じ	違う	具体的に	有	無	具体的に	同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に
清水町職	①	時間	①			○	非正規:無給		○					○	○		
芽室町職	①	時間・1日	①			○	非正規:無給		○					×			
池田町職	①	時間	①			○	1日		○					×			
豊頃町職	①	1日	①			○	2号職員のみ同じ		○					×			
浦幌町職	①	1日単位	①			○			○					×			
幕別町職	②	時間・1日	①						○					○	○		
上士幌町職	①	時間															
士幌町職	④90日	1日	②病気休暇 に生理休暇 が統合され ている			○	会計年度職員は勤 務日によって取得 可能日数が異なる。 病気休暇規則に生 理による休暇は明 文化されていない		○					○	○		
音更町職	①	1日							○								
中札内村職	①	時間	①			○			○		○			○	○		
更別村職	⑤その都度	その都度	①			○			○								
広尾町職	①	時間・1日	①						○					×			
大樹町職	①	時間							○								
陸別町職	②	1日	①			○	必要と認められる期 間		○					×			
足寄町職労	①	時間	①			○	非正規:無給		○					○	○		
本別町職	①	1日	①			○	取得単位は時間単 位		○		○			×	○		
釧路市ユニオン	①	時間・1日	①			○	無給		○		○			○旧姓 使用			
釧路町職	①	時間・1日	①			○	勤務日数に応じて		○		○			○旧姓 使用		○	該当しない
厚岸町職	①	1分・1時 間・1日	①			○	条件は同じだが無 給		○					×			
浜中町職	①	時間・1日	①			○	無給		○		○			×	○		

単組名	⑰生理休暇※特別休暇				⑱更年期に関する休暇						⑲通称使用について						
	取得可能日数 ①3日以内 ②2日以内 ③制度なし ④病休扱い ⑤その他	取得単位	取得要件 ①生理のみ ②その他も 取得可(具 体的に)	生理休暇以外の 場合の休暇名称	正規・非正規ともに(条件が)			有・無			正規・非正規ともに(条件が)			可否	正規・非正規ともに(条件が)		
					同じ	違う	具体的に	有	無	具体的に	同じ	違う	具体的に		同じ	違う	具体的に
標茶町職	①	1日	①		○			○						×			
鶴居村職	③	-		制度なし				○						×	○		
白糠町職	④	時間・1日						○									
根室市職	①	必要とする期間	①		○			○						○	○		
別海町職	①	時間	①			○	無給	○						×	○		
中標津町労連	①	1日	①			○	会計年度は必要と認められる期間	○						×			
標津町職	①	必要とする期間			○			○						×			
羅臼町職労	⑤1回につき	半日・1日				○	非正規は無給	○									
○					48	69		0	145		40	0		46	62	9	

単組名	②感染症に関する休暇制度について			①独自の休暇制度
	発症した場合の対応	正規・非正規ともに(条件が)		リフレッシュ休暇、永年勤続休暇など
	①特別休暇 ②職務義務免除 ③出勤停止 ④その他	同じ	違う	
<参考>国家公務員	①出勤困難休暇	○		
全道庁労連	病気休暇	○		リフレッシュ休暇(勤続30年3日、勤続20年2日、ともに分単位)、ボランティア休暇など
札幌市職連	①	○		リフレッシュ休暇5日、永年勤続休暇3日(職専免)
札幌市労				リフレッシュ休暇5日、永年勤続休暇3日(職専免)
札幌病職労	①	○		リフレッシュ休暇(年間6日6月～9月、12～3月に取得可5日)、永年勤続休暇(10年、20年、30年とも3日以内)、健康診断、ボランティア休暇
市町村共済労組	①		○ なし	
都市共済労組	①			
国保連労組	②	○		結婚休暇(連続8日以内(土日祝を除く))、永年勤続休暇(3日以内(勤続30年))、骨髄バンク休暇(日数の定めなし)、ボランティア休暇(年5日)、健康増進休暇(年6日)、法要休暇
北学労	①②			リフレッシュ休暇、永年勤続休暇
企業局労組				リフレッシュ休暇等
札幌市交通労組	①②	○		リフレッシュ休暇5日、永年勤続休暇3日(職専免)
医療生協労組				
江別市職労	特別休暇	○		健康増進休暇(冬期2日)
千歳市職労	特別休暇	○		
恵庭市職労	特別休暇	○		リフレッシュ休暇2日以内、不妊治療休暇(病気休暇として取得可能)
石狩市職労	本人が発症:感染症休暇 本人が濃厚接触者:職務専念義務免除	○		健康増進休暇(10月～3月に2日)
北広島市職労	特別休暇	○		
当別町職	症状があるとき、体調が悪い時は出勤しないことを徹底する。感染が判明した場合は自宅待機	○		ゆとり休暇
新篠津村職	②			夏季休暇(リフレッシュ休暇)
倶知安町職	④病気休暇		○ 非正規は無給の特別休暇	夏季休暇
蘭越町職	出勤停止	○		
二セコ町職	特別休暇(災害事故休暇)		○ 職務義務免除	

単組名	②感染症に関する休暇制度について			①独自の休暇制度 リフレッシュ休暇、永年勤続休暇など
	発症した場合の対応 ①特別休暇 ②職務義務免除 ③出勤停止 ④その他	正規・非正規ともに(条件が)		
		同じ	違う	
喜茂別町職	出勤停止			
真狩村職	病気休暇対応		○ 非正規職員は有休対応	
京極町職	病気休暇	○		
留寿都村職	風邪症状がある場合は、出勤を禁ずる(出勤困難休暇 新型コロナ関係)	○		
小樽市職労				
小樽市立病院労組				
余市町職				
仁木町職				
古平町職				
赤井川村職	職務義務免除		○ 災害事故休暇	組合休暇(年30日、給与減額)、骨髄移植休暇(必要な期間)、ボランティア休暇(年5日)
積丹町職				
島牧村職				
寿都町職	特別休暇対応	○		リフレッシュ休暇
黒松内町職				
岩内町職	①	○		なし
神恵内村職				
共和町職				
泊村職				
共和町社協ユニオン				
旭川市職労	病気休暇対応	○		
富良野市労連	①有給	○		ドナー休暇、ボランティア休暇
鷹栖町職	出勤停止、特別休暇対応	○		
当麻町職	病気休暇	○		

単組名	②感染症に関する休暇制度について			①独自の休暇制度	
	発症した場合の対応	正規・非正規ともに(条件が)		リフレッシュ休暇、永年勤続休暇など	
		①特別休暇 ②職務義務免除 ③出勤停止 ④その他	同じ		違う
比布町職	出勤停止	○			リフレッシュ休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇
愛別町職	①	○			ドナー休暇、ボランティア休暇
上川町職労	特別休暇	○			ドナー休暇、ボランティア休暇
東神楽町職	病気休暇対応	○			リフレッシュ休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇
東川町職	出勤停止	○			
美瑛町職	病気休暇、職務免除、特別休暇(事故休暇)	○			
上富良野町職	感染:病気休暇 濃厚接触者:職務専念義務免除	○			リフレッシュ休暇(夏季休暇)連続5日
南富良野町職	発症:病気休暇 濃厚接触者:職務専念義務免除 発熱等:災害事故休暇 検疫法停留:災害事故休暇	○			
占冠村職		○			
士別市労連	その他(感染症によって扱いが異なる)	○			ドナー、ボランティア、結婚休暇
名寄市労連	職務免除または特別休暇	○			
和寒町職労	職務義務免除	○			
剣淵町職労	①	○			
下川町職労	①特別休暇	○			ドナー休暇、ボランティア休暇(年5日)
美深町職労	特別休暇	○			
音威子府村職					
中川町職労					
東神楽社協職組					
留萌市労連					
増毛町職	①	○			特になし
小平町職					

単組名	②感染症に関する休暇制度について			①独自の休暇制度
	発症した場合の対応 ①特別休暇 ②職務義務免除 ③出勤停止 ④その他	正規・非正規ともに(条件が)		リフレッシュ休暇、永年勤続休暇など
		同じ	違う	
苫前町職	③	○		
羽幌町職	特別休暇・出勤停止	○		
初山別村職	①			
遠別町職	①	○		
天塩町職	①	①		
稚内市労連	本人感染:病気休暇 濃厚接触者:災害事故休暇		○ 非正規の病気休暇は無給	なし
猿払村職	病気休暇対応	○		
浜頓別町職	病気休暇	○		
中頓別町職				
枝幸町職	特別休暇	○		
豊富町職	職務免除	○		
函館市職労	病気療養休暇、特別休暇、職専免	○		リフレッシュ休暇、自己啓発等休業
函館病院労組				
函館市交通	①②③	○		リフレッシュ休暇、自己啓発等休業
函館公サ労				
松前町職				
松前なでん荘職	出勤停止	○		夏期休暇1日、年末年始4日
福島町職労	状況に応じ、特別休暇・病気休暇・義務免除を適用	○		
知内町職	特別休暇	○		
木古内町職労	特別休暇又は病気休暇対応	○		
北斗市職労	職務免除	○		
七飯町労連	出勤停止、病気休暇対応	○		

単組名	②感染症に関する休暇制度について			①独自の休暇制度
	発症した場合の対応	正規・非正規ともに(条件が)		
		①特別休暇 ②職務義務免除 ③出勤停止 ④その他	同じ	
鹿部町職				リフレッシュ休暇、永年勤続休暇など
森町職	病気休暇、就業禁止、職務専念義務免除、特別休暇(有給)	○		
八雲町職労	職務義務免除 その他(ケースによって異なる) 病気休暇、災害事故休暇	○		
長万部町職労	④病気休暇		○	非正規は特別休暇
今金町職	出勤停止、病気休暇対応、有給対応	○		特になし
せたな町職	病気休暇		○	職務免除
江差町職労				
上ノ国町職	②			・夏季休暇…6月から9月までの間に3日間取得可能(1日単位) ・冬季休暇…12月から3月までの間に2日間取得可能(1日単位)
厚沢部町職	災害事故特別休暇	○		
乙部町職				
奥尻町職				
深川市職労	病気休暇・年休		○	職務専念義務免除 健康増進休暇(1日)、リフレッシュ休暇(3日)
滝川市職労	出勤停止の上病気休暇として取り扱い		○	病気休暇の取り扱いだが、無給となる 永年勤続休暇(20年2日、30年3日)、福利厚生休暇(年2回)
赤平市職労				
芦別市職労				
歌志内市職労				
砂川市労連	病気休暇対応	○		
美唄市職労				
三笠市職労				
岩見沢市職				誕生日休暇
岩見沢病職				
夕張市職労				

単組名	②感染症に関する休暇制度について			②独自の休暇制度
	発症した場合の対応	正規・非正規ともに(条件が)		
	①特別休暇 ②職務義務免除 ③出勤停止 ④その他	同じ	違う	具体的に
沼田町職	②	○		
妹背牛町職	②		○	病気休暇
北竜町職労	①	○		
雨竜町職労	①	○		リフレッシュ休暇(勤続30年～10日、20年～6日、10年～4日、その他～2日)
上砂川町職労				
奈井江町職労	病気休暇対応			
月形町職労	①	○		夏季休暇(リフレッシュ休暇)
栗山町職労	出勤停止、病気休暇対応	○		
南幌町職労	病気休暇対応	○		リフレッシュ休暇(勤続15年、25年)
苦小牧市職労	病気休暇	○		夏季休暇5日
登別市職労	④病気休暇	○		
室蘭市職労	出勤停止、病気休暇対応、職務年所、出勤困難、特別休暇	○		
伊達市労連	③		○	無給 自己啓発等休業
洞爺湖町労連	特別休暇	○		公民権行使休暇、参考人休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、忌引休暇(国が配偶者7日間に対し、町は10日間)、法要休暇、夏期休暇、災害復旧休暇、災害交通遮断休暇、災害危険回避休暇、組合休暇(無給30日以内)
白老町職労				
安平町職	特別休暇	○		
厚真町職				
むかわ町職	①	○		夏期休暇(リフレッシュ得休暇)
日高町職	コロナ関連の場合、有給の特別休暇	○		非正規はコロナ関連以外の感染症などは制度なし
平取町職労	特別休暇	○		リフレッシュ休暇:勤続20年:3日以内 勤続30年:5日以内
新ひだか町職	①特別休暇-災害等出勤停止	○		冬季休暇取得キャンペーン(年次休暇連続2日間取得喚起)
浦河町職労	特別休暇	○		

単組名	②感染症に関する休暇制度について			①独自の休暇制度
	発症した場合の対応	正規・非正規ともに(条件が)		リフレッシュ休暇、永年勤続休暇など
		①特別休暇 ②職務義務免除 ③出勤停止 ④その他	同じ	
様似町職	特別休暇	○		
えりも町職	職務免除	○		
網走市労連	病気休暇、又は就業禁止措置	○		結婚休暇・子供のお迎え時間・ドナー休暇・リフレッシュ休暇・ボランティア休暇
斜里町労連	病休、出勤困難 有給	○		取得可能期間が夏季休暇と同じである「特別休暇」が3日間ある
清里町職	出勤停止	○		
小清水町職	①	○		
大空町職				
美幌町職	特別休暇	○		夏季休暇に代わり、取得可能期間の制限をなくした特別休暇(3日間)
津別町職	特別休暇	○		冬季休暇取得キャンペーン(年次休暇連続2日間取得喚起)
北見市労連				
訓子府町職	④			
置戸町職				
佐呂間町職				
遠軽町労連	災害事故休暇	○		
紋別市労連				
滝上町職	特別休暇		○	無給
興部町職	自宅待機、病休や義務免	○		
西興部村職				
雄武町職				
広域紋別病院労組				嘱託・臨時職員の病気休暇(無給)のうち、インフルエン、感染症罹患は有給7日間
帯広市労連	病気休暇対応		○	週の勤務20時間以上は病気休暇対応、20時間未満は特別休暇対応
新得町職	出勤停止	○		

単組名	②感染症に関する休暇制度について			①独自の休暇制度
	発症した場合の対応	正規・非正規ともに(条件が)		リフレッシュ休暇、永年勤続休暇など
	①特別休暇 ②職務義務免除 ③出勤停止 ④その他	同じ	違う	
鹿追町職	①	○		週5日勤務で夏季休暇(3日間)
清水町職	②	○		
芽室町職	病気休暇		○	義務免除
池田町職	④病気休暇	○		ボランティア休暇、永年勤続者慰労休暇、裁判等休暇
豊頃町職	①(病気休暇)、②		○	1号職員は義務免
浦幌町職	病気休暇	○		ボランティア休暇、結婚休暇、骨髄移植休暇、裁判等休暇
幕別町職	②		○	すべて職務免除 リフレッシュ休暇、結婚休暇
上士幌町職				
士幌町職	特別休暇		○	正職は病気休暇、会計年度任用職員は出勤困難休暇
音更町職				
中札内村職	特別休暇扱い	○		
更別村職	病期休暇	○		
広尾町職	①			無し
大樹町職				
陸別町職	その都度必要と認める期間必要と認める期間	○		セクハラについては衛生管理委員会で検討
足寄町職労	病気休暇対応		○	特別休暇 永年勤続休暇(勤続30年表彰を受けた日後1年以内の期間において原則として連続する3日以内)
本別町職	④病気休暇	○		
釧路市ユニオン	特殊休暇(有給)	○		
釧路町職	②	○		
厚岸町職	②	○		なし
浜中町職	①特別休暇	○		なし
標茶町職	①	○		
鶴居村職	病気休暇対応	○		

単組名	②感染症に関する休暇制度について			②独自の休暇制度
	発症した場合の対応 ①特別休暇 ②職務義務免除 ③出勤停止 ④その他	正規・非正規ともに(条件が)		リフレッシュ休暇、永年勤続休暇など
		同じ	違う	
白糠町職				
根室市職	職務免除	○		長期勤続休暇(勤続満20年及び30年勤続者に当該年度に勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間)
別海町職	特別休暇	○		
中標津町労連	職務免除	○		
標津町職	特別休暇	○		
羅臼町職労	特別休暇	○		なし
○		101	19	